

令和7年関川村議会6月（第4回）定例会議会議録（第1号）

○議事日程

令和7年6月12日（木曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第 1号 令和6年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について
- 第 6 報告第 2号 専決処分の報告について（関川村税条例の一部を改正する条例）
- 第 7 報告第 3号 専決処分の報告について（関川村入湯税条例の一部を改正する条例）
- 第 8 報告第 4号 専決処分の報告について（関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 9 報告第 5号 専決処分の報告について（令和6年度関川村一般会計補正予算（第14号））
- 第10 報告第 6号 専決処分の報告について（令和6年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））
- 第11 報告第 7号 専決処分の報告について（令和6年度関川村有温泉特別会計補正予算（第3号））
- 第12 報告第 8号 公益財団法人 関川村自然環境管理公社の経営状況報告について
- 第13 議案第43号 関川村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第44号 関川村税条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第45号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第46号 関川村公共下水道条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第47号 関川村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第48号 関川村簡易水道事業条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第49号 令和7年度関川村一般会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第50号 令和7年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第51号 令和7年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第52号 令和7年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第53号 令和7年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第24 議案第54号 令和7年度関川村下水道事業会計補正予算（第1号）

- 第 2 5 議案第 5 5 号 令和 7 年度関川村水道事業会計補正予算（第 1 号）
 - 第 2 6 議案第 5 6 号 財産の取得について
 - 第 2 7 議案第 5 7 号 財産の取得について
 - 第 2 8 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて
 - 第 2 9 発委案第 4 号 関川村議会の会期等に関する条例の一部を改正する条例
-

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第 1 号 令和 6 年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について
- 第 6 報告第 2 号 専決処分の報告について（関川村税条例の一部を改正する条例）
- 第 7 報告第 3 号 専決処分の報告について（関川村入湯税条例の一部を改正する条例）
- 第 8 報告第 4 号 専決処分の報告について（関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 9 報告第 5 号 専決処分の報告について（令和 6 年度関川村一般会計補正予算（第 1 4 号））
- 第 1 0 報告第 6 号 専決処分の報告について（令和 6 年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号））
- 第 1 1 報告第 7 号 専決処分の報告について（令和 6 年度関川村有温泉特別会計補正予算（第 3 号））
- 第 1 2 報告第 8 号 公益財団法人関川村自然環境管理公社の経営状況報告について
- 第 1 3 議案第 4 3 号 関川村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 4 議案第 4 4 号 関川村税条例の一部を改正する条例
- 第 1 5 議案第 4 5 号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 1 6 議案第 4 6 号 関川村公共下水道条例の一部を改正する条例
- 第 1 7 議案第 4 7 号 関川村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 第 1 8 議案第 4 8 号 関川村簡易水道事業条例の一部を改正する条例
- 第 1 9 議案第 4 9 号 令和 7 年度関川村一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 0 議案第 5 0 号 令和 7 年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 1 議案第 5 1 号 令和 7 年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 2 議案第 5 2 号 令和 7 年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 第23 議案第53号 令和7年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第24 議案第54号 令和7年度関川村下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第25 議案第55号 令和7年度関川村水道事業会計補正予算（第1号）
- 第26 議案第56号 財産の取得について
- 第27 議案第57号 財産の取得について
- 第28 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて
- 第29 発委案第4号 関川村議会の会期等に関する条例の一部を改正する条例

○出席議員（10名）

1番	小澤仁君	2番	加藤つや子君
3番	川崎哲也君	4番	近敬志君
5番	近壽太郎君	6番	加藤和泰君
7番	高橋正之君	8番	菅原修君
9番	平田広君	10番	鈴木紀夫君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村長	加藤弘君
教育長	津野庄一郎君
政策監	野本誠君
地域政策課長	米野哲弘君
脱炭素推進室長	大島祐治君
住民税務課長	渡辺一洋君
健康福祉課長	田村清洋君
健康福祉課参事	須貝博子君
農林課長	富樫吉栄君
建設課長	渡邊隆久君
教育課長	熊谷吉則君

○事務局職員出席者

事務局長	河内信幸
------	------

議会事務局主幹

小 池 由 美 子

午前10時00分 開会

○議長（小澤 仁君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名全員です。定足数に達していますので、これより令和7年6月第4回
関川村議会定例会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ、議場におけるタブレット端末等の使用
を許可します。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（小澤 仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番、鈴木紀夫さん、2番、
加藤つや子さんを指名します。

日程第2、議会運営委員長報告

○議長（小澤 仁君） 日程第2、議会運営委員長の報告を行います。

議会運営委員長から、本定例会議の会議日程（案）について報告をお願いします。議会運営委員
長。

○議会運営委員長（近 壽太郎君） おはようございます。

本定例会議の会議日程及び議案の取扱い等について申し上げます。

去る6月3日、令和7年6月（第4回）定例会議の運営について、役場第2会議室において、
委員及び議会事務局職員出席の下、議会運営委員会を開催しました。

その協議の結果について報告します。

最初に、会議日程については、お手元に配付の会議日程表（案）のとおりです。

まず、本日の会議では、会議日程の決定後、諸般の報告、一般質問を行い、その後、各議案の
上程を行います。終了後、総務厚生常任委員会を開催し、付託議案の審査を行います。

13日金曜日と16日月曜日から19日木曜日までは、議案調整及び委員長の事務整理日とします。

20日金曜日は午後3時から本会議を開催し、総務厚生常任委員会委員長から委員会審査の報告を
受けた後、質疑・討論、採決を行います。

なお、追加議案が上程された場合は当日審議をし、即決とします。

次に、議案等の取扱いについて申し上げます。

採決については、全議案即決とします。

議案第46号から議案第48号の下水道条例の一部改正案件3件は、関連がありますので一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、採決します。これ以外の議案は全て単独上程とします。

報告第1号から報告第4号までの条例の一部改正案件4件及び報告第5号から報告第8号までの令和6年度各会計補正予算に係る4件、全8件の専決処分報告案件は、提案理由の説明を求め、質疑を行います。

議案第43号から議案第45号までは、条例の一部改正案件です。提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、採決します。

令和7年度各会計の補正予算案件の議案第49号から議案第55号及び財産の取得案件の議案第56号、第57号並びに人事案件の諮問第1号は、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、採決します。

議会運営委員会発議による条例の一部改正案件の発委案第4号については、趣旨説明の後、質疑・討論を行い、採決します。

一般質問の通告は5月26日正午で締め切り、6名の方が本定例会議において質問を行います。

次に、請願・陳情につきましては、お手元に配付の陳情文書表のとおりです。所管の総務厚生常任委員会において審査をお願いします。

最後に、議員派遣につきましては、本定例会議後に派遣が必要なものは6月20日に議長提案とします。

以上で報告を終わります。

○議長（小澤 仁君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。本定例会議の会議日程は、議会運営委員長報告のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会議の会議日程は、お手元に配付の会議日程表のとおり決定しました。

日程第3、諸般の報告

○議長（小澤 仁君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和7年3月、4月分の例月出納検査の結果報告

書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

本定例会議までに受理した陳情等は、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

村長から、定例会議開会に当たり、挨拶の申出がありました。これを許可します。村長。

○村長（加藤 弘君） おはようございます。

議員の皆様におかれましては大変ご多用のところお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

村内ではもう既に田植えも終わりました、新緑が日に日に増す、本当にすがすがしい季節となりました。

そんな中ですが、国は先般、米価高騰の現状を踏まえながら、米の安定供給等実現関係閣僚会議が開催されたところです。石破総理からは、今後の米政策の在り方を議論していきたいという旨の発言があり、また小泉農林水産大臣からも、今般の価格高騰の要因や対応の検証を行った上で、短期・中長期の対策を検討するとの発言があったところです。

こうした状況から、今後は米政策の改革が進むものと思われませんが、私としましては、米生産農家が将来希望が持てるような、そんな農政の改革を推進していただきたいと願っているところでございます。

さて、本定例会に提案いたしますのは、報告案件8件、条例の改正案件6件、補正予算案件7件、契約案件2件、人事案件1件、以上24件でございます。追って上程の際にご説明を申し上げますので、慎重審議の上、賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小澤 仁君） 以上で村長の挨拶を終わります。

日程第4、一般質問

○議長（小澤 仁君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は6名です。発言を許可します。

初めに、10番、鈴木紀夫さん。最初の発言を許可します。

○10番（鈴木紀夫君） おはようございます。10番、鈴木紀夫です。

私からは大枠2つの質問をさせていただきます。

まず、1つ目ですが、1つ目は渡邊邸についてです。村内観光施設として一番に思い浮かぶ渡邊邸ですが、2020年からの感染症等の影響により来客数も極端に減少し、運営も厳しいのではないかと想像がつかます。

昨年度、村が渡邊邸の支援とも取れる裏手の空き地購入、本年度は、渡邊邸活性化とインバウン

ド対策としての企業派遣職員を配置し、観光資源としての渡邊邸の再建を図っていく姿勢が見て取れますが、村として公益財団法人重要文化財渡邊家保存会としての立ち位置や扱いをどのようにしていくのか、また具体的にどのような取組を予定しているか伺います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

渡邊邸につきましては、国の重要文化財として適切に管理をするため、重要文化財渡邊家保存会が平成25年に公益財団法人として新潟県の認可を受け、管理・運営を行っております。

具体的には、観光客などによる観覧料を主な財源として、邸宅をはじめ庭園や美術品の維持管理、公開展覧などを行っております。

村と渡邊家保存会との関係についてですが、村としましては、国の重要文化財を適正に保護し、健全な状況で後世に引き継がれるよう文化財保護の観点から支援や指導を行っており、また一方で渡邊家は村の観光の核となる重要な資源でありますことから、村の観光振興の観点から連携を図っているところでございます。

今後の取組につきましては、本年4月にまちづくりに実績のある民間人を地域活性化起業人という国の制度を活用して採用いたしましたので、村としましては、情報発信、文化財の有効活用など集客促進に向けた保存会の取組を後押ししてまいります。

今後とも保存会と村との定期的な会議の場を設けながら、保存会が安定して運営できるよう支援をしてまいります。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） ただいま村長の答弁により、村の観光振興の観点から連携を図っているということですが、この観光資源、こういった具体的な連携を図っておられたのか。というのも、非常に渡邊邸、恐らく成り立っていないんじゃないかなと、利益的なところで。この連携がうまくいってれば、そういった財源になったり、集客数だったり、その辺に反映してくると思うのですが、具体的に、今これからということでしょうか。それとも、連携を図ってきた、何かを行ってきたということでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今ほどのご質問についてですけれども、まず今年度、これまで渡邊邸ではスタンプラリー等、いろいろと村観光協会と連携しながら事業の方は進めてきております。

また、今ほど答弁の中にもございましたけれども、地域活性化起業人、今年4月から採用しまして、ミッションとしては渡邊邸の経営改善全般ということになっております。

もう一つ、以前というか飯豊町観光協会さんの方で、台湾人もここ数年、大分前から受け入れておりますけれども、このたび協力をいただきまして、今年の冬から台湾人の受入れに向けて現在調

整を進めているところでございます。こういったところ、企業人の方とも連携しながら、今後進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 今ほどあった飯豊町さんに協力を仰いでいるということでしたけれども、飯豊町さんは、18年くらい前からこのインバウンドに取り組みられておまして、台湾に実際足を運んで、台湾の観光関係、また旅行者を回りながら、18年かけてやっと1万人来るようになったそうです。昨年度は雪不足のために9,300人という、少し落ちているのですけれども、それでも9,300人の観光客が訪れたと、台湾から訪れてきたというようなことで、非常にすごく本格的な取組をされてきたなというふうに思っております。

この台湾から来る方、仙台空港を利用して、新潟空港をまた利用して、ここを通り道としてくれればいいのですけれども、現在、ほぼほぼ仙台空港と福島空港、ここの間で利用されているということで、なかなかこちらの方に足を運んでいただけないような感じがあるということですので、今後、新潟空港を利用するルートを取ってもらえるようにしてもらえれば、この渡邊邸も観光のルートに入ってくるのかなというふうに考えておりますが、具体的にこういった考え、こういった取組というのがありましたら教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 実は、関川村のこの渡邊邸を、今の飯豊町さんの方に受けている台湾のこのツアーの中に組み込んでいただけるかどうかということで、6月の22日予定なのですが、飯豊町観光協会の方々が実際現地に行って売り込みの方を行ってくと聞いております。

この中でどこの空港、イン・アウトになるのかという話は私は聞いておりませんが、そういった中でこの渡邊邸がツアーコースの中に組み込まれれば、大変うれしいと考えております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 6月末に実際足を運ばれるということですが、せっかくなのに起業派遣の方は同行されないのですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） いえ、村の起業人の方は同行せず、今回は飯豊町観光協会の方々が現地の方に何うと聞いております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 渡邊邸のパンフレットをなにか渡してあるということですが、そこに抹茶の、お茶の絵が入っておりまして、写真が入っておりまして、それが非常に受けるのではなか

ろうかというふうに、飯豊町の観光協会の方も期待しているというような回答をいただいております。やはり手応えというのですかね、やはりその辺は人づてではなくて、やはり村が足を運んでやっていかなければならないと思うのですが、今の回答では飯豊町さん、観光協会の方にお任せしてあるという、その辺の連携、これからも十分に取っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それと、ちょっと提案ではありますが、渡邊邸、観光資源として昔は12個、蔵があったそうです。今は所有がその半分の、12から6の蔵になってしまっているのですけれども、蔵といえば、映画、またドラマで撮影された、松たか子さんが主演するドラマ「蔵」、これが有名ですけれども、蔵を利用した観光というのを自分ではちょっと提案したいなと思っておりますけれども、蔵、みそ蔵、酒蔵、米蔵とありますけれども、このみそ蔵を中で観光客にみそを作っていただくと。また、酒蔵でどぶろくを作ってそれを販売する。ただ、どぶろくは作る場合は、民家、民宿を営まないといけないということで、その許可も取らなくてはならないのですけれども、また米蔵に関しましては、そこに米を一旦入れると、貯蔵すると。それをふるさと納税の返礼品に使うというような方向でやったら、非常にいいような観光資源になるのではなかろうかと思っておりますが、この提案についてこれから取り組む考えはあるかどうか、お教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今ほど提案いただきました蔵の活用については、以前から内部でも活用できればという話が出ていたのですけれども、なかなか具体的な形にはなっておりません。ただ、今回4月に最初、起業人の方からも、蔵の活用を含めて、例えば渡邊邸での宿泊、それから庭内での飲食を絡めたイベントの企画をしたいという提案の方実際にいただいております。今それがまず可能かどうか、具体的な内容というのはこれからになりますけれども、そこについては今起業人の方で他市町村の文化財の優良活用事例なんかを研究しているところですので、今後具体的な話が進んでいくんじゃないかと思っています。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 宿泊というのは非常にいいなと思っております。渡邊邸は、夕方5時でもう閉まっちゃうわけですね。その後の活用ということで、そこでお金を稼いでいければ、今特に一組限定とかといってもう10万円くらいで販売していても、もうこれで飛びつくような方もおられるのではなかろうかというふうに自分も考えておるのですが、そのためにはいろいろなクリアしなければならない案件がいろいろあると思っておりますので、その辺を調べていただきまして、勉強して実現できるようにしていただきたいなというふうに思っております。

また、地域おこし協力隊ではありますが、今募集をかけて着任したはいいですが、何か途中で辞

めてしまったというような案件があるのですが、これは一体どういったことで辞められたのか。問題というか、その内容についてもし分かれば教えていただきたいのですが。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 昨年8月だったと思います。渡邊邸の活性化を目的として協力隊を1名採用しました。ただ、3月の定例会議のときにも地域おこし協力隊についてはご質問をいただきまして、その際にも答弁させていただきましたが、やはり一番問題というか、うまくなかったなと感じているのは、やはり面接前の事前のマッチング、すり合わせ、それから面接、あとやはり村側と受入れ側、あと協力隊本人、この3者でのやはりこの綿密な連携というか、すり合わせというところがちょっと甘かったというのが一番大きい要因だと考えています。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 暫時休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時24分 再開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き再開します。

もう1回。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 何かこう、すり合わせがうまくいってなかったということですけども、その後に、維持管理についての地域おこし協力隊も募集されておったと思うのですけれども、屋根の修繕だとか、そういった形でされていた。これも途中で、応募してきたにもかかわらず、途中で変わったということもありますよね。その修繕をやめたと。違う機能、活用という、違う方向、テーマの方にシフトされたということですけども、これって途中で、これもすり合わせができていなかったということでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 昨年、その渡邊邸の協力隊については、活性化の他に木羽葺き職人後継者育成ということで、もう1名採用した経緯はあります。1名応募いただいたのですけれども、そのときにはまず募集をかける前、こちらの方で今の職人さんの方と事前にこういう予定でいると調整をさせていただいて、その了解を得た上でこちらの方、募集をかけた経緯はあります。ただ、その後、その職人さんが県外の方に仕事、自分の頼まれた仕事があって、長期間離れるとかという話もありましたし、あとは受入れ側、内部の方でもちょっとその辺でいろいろあって調整がつかず、募集は応募いただいたのですけれども、採用に至らなかったという経緯はあります。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） すり合わせはしたということで、土壇場になって忙しくて受けられないというようなことでしたけれども、国内にはその木羽を葺く技術を持たれている方、おられます。岐阜のそれ専門による会社もありますけれども、佐渡の宿根木という地域も、木羽葺き石置屋根というのを観光の資源とされている地域があるわけですがけれども、そこなんかも、そこへその方を、地域おこし協力隊の方を派遣して技術を習得されて戻すという方法もあったのですけれども、それは検討されなかったのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 私も佐渡の方にそういった職人の方がいるというのはちょっと承知しておりますでしたけれども、そういった教えてくださる方が近くにいるというのであれば、そういった方の情報も収集しながら、これからまた検討していきたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 検討じゃなくて、それをもう実践していかないと、この技術ってもう継承されないような状況になってきておりますので、それをぜひともやるような方向でお願いしたいのですが。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） お願いいたします。ありがとうございます。

村長の答弁にもありましたように、重要文化財、適正に保護して健全な状態で後世に引き継ぐということが大事だということでもあります。今、鈴木議員からの貴重な情報もありましたので、ぜひそういった木羽葺き技術が確かに伝承されるように、しっかりと情報共有し連携を図りながら、当事者である渡邊家保存会と連携を図りながら進めていくということが大事であると思いますし、その方向に向かって力を注いでいきたいなと思っています。

あわせて、地元に残るその技術保有者がまだご健在であり、また現役でご活躍されている方もおりますので、そういった方、そしてまた新たに技術をまた一緒になって木羽を葺いて文化財を守っていききたいという人たちと協力しながら、複数体制でやっていくということが不測の事態に備えるという意味においても大事であるなというふうに思っております。しっかり研究して進めてまいります。よろしく申し上げます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 研究する時間ないです。もうその方も100歳を超えているということで、その方に確認したところ、教えますよと。教えると言ってくれているんですよ。もうすぐ取りかかっていたかかないと、ちょっと時間がないと思うので、それ、絶対やってください。検討とか研究だとか、もういいです。もうすぐ取りかかってください。お願いいたします。

あと、その木羽葺きに関しまして、非常に木羽葺きの値段というのが高くなって経営を圧迫して

るというようなことでありますけれども、その辺の決算書なりそういった見積書なり、確認はされておられますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 今のご質問にお答えいたします。

見積書ですとか、過去に終わった決算については取り寄せております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） それを見てどういった感想を持たれたのか。これはもう後がないというような感じで私、捉えているのですけれども、もうすぐ取りかかるような感じで進まなければならないというような危機感を持たれましたでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 今、鈴木議員のおっしゃるとおり、そういった危機感も当然持っておりますし、実際の時勢の単価と国の補助単価がかなりかけ離れているということとして、これまでも行ってまいりましたけれども、県を通じて国に対して、単価がまず上がることが非常に実際の価格と、縮めることが経営にもいいんだということで、その改定については引き続き県を通じて国の方には働きかけてまいりたいと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 今月19日に渡邊邸理事会及び評議会が開催されるということで、もうその場ではすぐこれ、議題として上げていかななくてはならないと思うのですが、そういったプッシュってされていきますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） お答えします。

渡邊邸の事務局の方でも、そういった経営の話については、自分たちもクラウドファンディングを検討しているという話も聞いておりますし、この問題については重要な課題だと捉えておりますので、そこで話題になるのではないかと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） これ、本当に取り組んでいかないと、渡邊邸、どうなっちゃうのだろうと思うところがあるんですよ。というのも、一番危惧しているのが、渡邊邸の定款を見たことございますか。定款の中の最後のところに、公益認定、これがなくなったとき、これ、1か月以内に渡邊邸財産を全て関川村に贈与するというふうな文言が入っているんですよ。理解されておられますでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 私も定款の方にそのように載っているというのは承知しておりました。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） そうしたら、村でもし渡邊邸が駄目になったとき、もう運営できないときは村で引き受けるということによろしいですか。

○議長（小澤 仁君） 定款の内容を承知しておりますという答弁から、鈴木委員が承知しているということは、最悪の状態になったときは村で引受けでいいですかという質問です。答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 昨年になりますかね、渡邊邸の中で負債もある中で、もうにっちもさっちもいかないので村で引き取ってくれという話が内々といひましようかね、そういうような議論もあったのですが、村として、定款に寄附すると書くのは勝手かもしれませんが、もらう側にも嫌がる権利もありますし、実はこの渡邊邸を維持するために、そういう公益財団が管理する場合と村が直接する場合では国の補助の割合も全然違ってきます。ましてや寄贈を受けるということになれば、その負債まで受けるという話になると、それはちょっと違うんじゃないかなという話で、それのもと問題になっているのは、特に木羽葺きにコストがかかり過ぎるということで、その問題点をクリアさせれば、財政的には渡邊邸も通常の管理で維持できる状況にあらうかと思っていますので、私としてはまずそこに行政の方もお手伝いしながら、コスト削減をしつつ軌道に乗せるようにという趣旨から、この二、三年かけて渡邊邸の経営がきちっとできるような体制を、それこそ先ほどのインバウンドの職員も含めて、この二、三年でその軌道をそこまで持っていきたいということで進めているところで、今保存会が解散したら、村が、はい、分かりましたという状況には、村としてはありません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） それでは、これ定款の改正もお願いした方がよろしいかと思えますけれども、まず自主財源をまず優先的にやるというのは、村がもう引き取るというような、ちょっとこれ、もう一方的な文言がうたわれてあるわけですから、そういった改正もお願いしていきたいなというふうに思っております。

また、この3年間で黒字転換というんですかね、運営を安定させたいというような方向のお話でしたけれども、地域おこし協力隊、また事務局長で、JR元職員だったりで、観光にも精通された方が来ても、すぐ辞めてしまう。これって、地域おこし協力隊もそうですけれども、それって地域おこし協力隊だとかその方ではなくて、もう中身に問題があるのではないかと。その辺を改善していかないと、幾ら村がいろんな施策を講じてもうまくいかないのではないかと。

だから、中をもうきちっと見て、中も改善していけるような提案を村として進めていってもらいたい、そんなふうに思いますが、今後、どちらの方に聞いたらいいのか、ちょっとまず初めに教育

関係の方からお願いいたします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 今ほどのご質問でありますけれども、渡邊邸保存会内でそういった地域おこし協力隊ですとか、その事務局長になられたばかりの方が辞められたということで、そういった思いですとか考えの相違があったということは話を聞いておりますけれども、その具体的内容についてはちょっとここではあれなので、この場ではちょっとその内容については差し控えたいと思います。

○議長（小澤 仁君） いや、質問が、全然意図が分かっていないので、答弁してください。鈴木議員は今内容を教えてくれと言っているんじゃないわけですよ。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 今後そういうことがないようにしなければならないということなんですよね。村としてどういった改善をされていって、二度とそういったことがないような状況に持っていかれるにはどうしたら、何かやり方はありますかという。

○議長（小澤 仁君） 教育長。

○教育長（津野庄一郎君） ありがとうございます。今ほどのご指摘でございますけれども、今後ということではありますが、新体制になって事務局長を中心にしながらまた様々な工夫を凝らしながら活性化を図るという取組、今進めてきているということで聞いております。

今後はその事務局長を中心に、そしてまた文化財保存の観点から、私ども教育課、そしてまた保存会の方々、そしてまた県の文化財課の方々と連携を密にしながら、意思疎通をしっかりと図りながら、困り感等があれば、助言しながら進めていくということが大事になってくるかなというふうに思っています。

村の宝である渡邊邸をしっかりと皆さん方で共有しながら守っていくということ、木羽葺きの技術伝承も含めてしっかりとやっていかなければならないという、そういう必要性というか、危機意識は、私も地元の間人として強く持っているところでありますので、しっかりと進めてまいりたいというふうに思っています。よろしくをお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 本当に時間がないのでしっかりと進めていただきたい、そういうふうに思います。

これで1つ目の質問を終わります。

○議長（小澤 仁君） 2つ目の質問を許可します。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 2つ目は、条例改正の村のホームページ上の反映についてです。

例規集を見ると、百数十の村条例があり、その条例に従い村職員は職務を遂行しています。定例会議のたびに必ず提案される条例の改廃・制定案件ですが、議会で議決された条例の改廃・制定に

については村のホームページに掲載されますが、この反映がされるのに時間がかかり過ぎるように思います。村民周知の観点から考えると、村ホームページの閲覧が唯一の方法であるため、掲載の短期間での反映はできないか伺います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 条例や要綱、規則の改廃・制定などがあつたものにつきましては、おおむね年に1回、例規システム委託業者へ依頼をし、例規システムへの反映とホームページ用データの作成を行ってもらっております。業者の作業期間としましては、件数にもよりますが、2か月程度かかっているのが現状です。更新作業は、委託業者との協議によって従来から年に1回としておりましたが、このたび業者と再協議を行い、年に数回の更新作業が可能となりましたので、今後は定例会議の都度、業者へ依頼することといたしまして、年4回に更新したいと思います。ご指摘ありがとうございました。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 年1回から4回に更新されるということで、非常に短期間になってくるのかなというふうに思います。今回もこの会議におきまして条例に関する議案、10議案上程されております。また、これからもこういった条例改正される議案がこれからも次々と出てくる、また1つの条例案でも1年間に複数回改定されるような案件が結構出てくると思うのですけれども、その場合、何かこう、そのたびにもうすぐ変えられるような、もうこうやって議案で出ているわけですから、それをもうそのまま入力すればすぐできるような感じなのですけれども、どうしても、そのぎょうせいという業者を通さないといけないというような感じになっているのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監（野本 誠君） 実態といたしましては、株式会社ぎょうせいさんに委託をして作業を行ってもらっています。業者側はいろいろあるのでしょうけれども、一応選んでいる理由といたしましては、その条例などに精通していることと、それからこの条例の改定と併せて国の法律、時々改正があるわけなのですが、その情報がぎょうせいさん村に来まして、村に関係するような条例の改正ということで情報が来る。そういう情報提供がパッケージになった、そういった契約を結んでおりますので、今のところ、このたび回数も増やしますので、もう少ししばらく様子を見たいなというふうに考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 今AIの時代で、何かこう発言したりすると、もうその場ですぐ議事録が起きてくるような時代になってきているのですけれども、そういったシステム、今回もシステムの改良だとか改修だとかシステム料だとか、いろいろ予算で上がってきておりますが、そういったことはできないんですかね。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監（野本 誠君） おっしゃるとおり、いろいろとAIの関係、ChatGPTとかいろいろ出てきていますので、少しずつ村でも取り組んでいますけれども、まだこの、何ていうのでしょうか、条例であるとか議事録であるとか、そういったところはまだ及んでおりませんで、もう少しという、時間的には、というような感触は持っておりますけれども、今の段階ではまだ変更する予定はございません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 条例改正、今回も村条例の改正、年間に村条例の改正、2回、3回とするような場面も結構あるので、もう煩雑になりはしないかと危惧しているところでございます。また、それをまた改正する議案書を作るのも職員がされるわけですけれども、その職員の働き方改革というのでしょうか、作業時間の短縮ということも考慮に入れて進めていただきたいと思いますので、ぜひとも年4回と言わずに、即座に改正できるようなシステムに取り組んでいただきたいと思いますので、お願いしまして私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（小澤 仁君） 次に、6番、加藤和泰さん。最初の質問を許可します。

○6番（加藤和泰君） 6番、加藤です。

加藤村長の令和7年度施政方針で述べられた内容について、具体的取組を伺います。

1点目、物価高対策、エネルギー価格の高騰、食品類の値上げなど、村民生活に直結する部分の影響が長引いています。恐らく一旦上がった物価が下がるということはなかなか考えにくいのではないかというふうに推察しますが、物価は上がりますが所得は上がらず、消費意欲が低下し、村内の経済にも悪影響を及ぼしていると考えられるわけですが、村としてどのような対策を講じていくか伺います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 加藤議員のご質問にお答えをいたします。

物価高騰は不安定な世界情勢の影響や円高など様々な要因によって生じており、村内におきましても事業所や家庭などに大きな影響を及ぼしているところです。

村では、令和5年度以降、全国で一律で行っております低所得者世帯や子育て世帯等への給付のほかに、村独自として農家の飼料高騰への対策支援あるいは介護福祉施設に対する電気代の支援とか、そして各世帯における暮らし応援の商品券の配付などを行ってまいったところでございます。

7年度におきましては、国は国で7月から9月まで、夏場の電気の高騰に伴う支援だとか、昨日はまた6月議会でLPガスへの支援等を行うこととされているようでありまして、村としましては、暮らし応援商品券の全世帯へ配付をし、家庭の負担緩和を図っていきたいと考えており、このたび補正予算に計上させていただいたところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。今ほど、このたびの補正予算で計上してということですので、暮らし応援商品券でしょうか、私もぜひこのようなものが発行されるといいなという思いで質問させていただいたのですけれども、後ほどよく内容をお聞きしていきたいというふうに思います。

また、昨日でしょうか、国会の党首討論の中でも、立憲民主党の野田党首が与党の現金給付、自民党の方は否定しているようですけれども、そういった考えもあるというふうにただしていたのですけれども、村としてまたその辺のいろんな国の予算を見ながら、さらに対策をということではなかったでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 今回様々な施策が、国の役割分担あるいは県の役割分担、村の役割分担という形で支援をしていたところでして、私どもとしては、村民全体に物価高騰の影響を受けているわけですから、その支援をしようということで、今回補正予算、計上させていただきましたし、今後また情勢を見ながら必要な手当てについては今後対応すべく、しっかり情勢を見ながら対応していきたいと考えています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

また、一方で個人消費が落ち込んでいるといったことでありましたけれども、村内の事業者の皆さんも、エネルギー価格の高騰に相当影響を受けているんじゃないかなというふうに推察するのですけれども、その辺は何か村の方で情報等をつかんでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） これまで5年度とか6年度、確かに物価高騰の関係で電気料が上がっている。福祉施設に支援をしたりだとかしてきて、その際にどれぐらいの状況があったかというのは把握はしていたところではございますけれども、今年度においてその実態についてはまだ把握をしておりません。また、これがかなり高騰するようであれば、そういうことも踏まえて、あるいは施設の状況もお聞きしながら、今後の対応は考えていきたいと考えています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。1点目の質問を終わります。

○議長（小澤 仁君） 2番目の質問を許可します。

○6番（加藤和泰君） 続きまして、2点目、地域公共交通についてお聞きします。

令和7年度、路線バスの運行会社である新潟交通観光バスの運転士不足により、路線の運行形態が変わりました。新潟交通観光バスの路線撤退については、いきなりの報道で不安に感じた村民も

多かったのではないかと感じています。

そのような中、新潟交通観光バスにおいては、営業所の廃止や各地での路線の見直しなどにより、今度は人員が余っている状態とお聞きします。現在運行している路線について、次年度以降も安定的に運行すべく交渉を進めているかお聞きします。

また、永遠の課題である持続可能な公共交通のあるべき姿を村はどのように考えているか、併せてお聞きします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 村では、新潟交通観光バス株式会社によります路線バスの運行が廃止されたことに伴いまして、本年4月から女川・川北の2路線のバス運行を同社に村が委託をし、それ以外の路線は村のスクールバスを運行することで、まずは小中学生の通学の足を確保しているところです。また、住民の皆様のバスに代わる手段としましては、デマンドタクシーの定期便運行や、運行日の拡充などによって、利便性の向上をさせて対応しているところでございます。

ご質問のバス事業者との交渉についてですが、村としましては、人口減少と高齢化、児童生徒数の今後の推移などから、デマンドタクシーとスクールバス運行が村の公共交通の中心的な役割を担うものと考えており、これを補完する形で当面はバス会社への委託を残すこととしております。こうした考えの下でバス会社とは交渉を行い、住民の足をしっかり確保してまいりたいと考えております。

次に、持続可能な公共交通のあるべき姿についてですが、公共交通には鉄道、路線バス、タクシーなどがありますがけれども、それぞれの交通手段がそれぞれの特性に応じて役割を分担し、かつ連携を図りながら、交通事業者としての社会的使命をしっかりと全うするということが大事だと考えておりますし、またそれが本来望ましい姿だと思っております。

しかしながら、交通事業者におきましては、人口減少や社会経済情勢変化の中でこれまでどおりの取組が維持できないということも考えられます。そういう意味では、公共交通における最後のとりでであります基礎自治体、地方自治体の役割がますます重要になってきていると感じているところでございます。

村としましては、これまでの村の取組の成果や課題を踏まえまして、改善を重ね、村民の移動手段の充実を今後とも図ってまいりたいと考えています。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 現在、新潟交通への2路線の委託については、当面維持していくんだというお話でありました。事業者の立場からするとどうなのでしょう。例えば今、単年度でいろいろお願いしている中だとは思いますが、例えば車両の維持管理であったり人員の確保などを考えると、1年1年契約というよりは、どちらかという複数年でやってもらった方がありがたいなど

いう考えもあるのではないかなど。というのは、他市のスクールバス運行についてはそういうケースもあって、それによってまずある程度人員を確保したり車両を確保したりということもできているのかなと思うのですけれども、そんなことはお考えは、現状なかったでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 今回の新潟交通さんの路線バス廃止に伴いまして、会社からは、当面1年は対応はできますよと。その後はなかなか難しいですよという話が当初ございまして、それも要は人員不足ということで、今議員がおっしゃったように、何年間契約であれば確保しますよという会社のスタンスじゃないものですから、当面じゃあ今回はお願いするけれども、今後はずっと耐えられないだろうという前提の中で、だけれどもそのときに我々としては足を守らなきゃならないということで、それまでの間は何とか新潟交通さんをお願いをしようというスタンスで今進めているところですし、我々としては、今の我々の考え方に特に問題がないように感触を受けております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。先ほど答弁の中で、鉄道路線、バス、タクシーなどの交通手段があって、役割を分担し、交通事業者としての社会的使命を全うすることが大事であるということで、私も全くそのとおりだと思うのですけれども、長年こうやって新潟交通という会社は恐らく県内各地の公共交通を支えてこられたのだと思うのですけれども、一方でこの人員不足によって、関川村以外で営業所を廃止したところもあるでしょうし、様々な地域で路線を見直ししているわけですが、民間事業者なので仕方がないのでしょうかけれども、非常に勝手だなど思うところも村民としては多分あると思います。私もそういうふうに感じるのですけれども、そんな中でできればこう、人口も減少していく中で、子供たちも少なくなっていくって、大きい車両が必要なくなっていくようなことがシミュレーションできるんじゃないかなと思うのですけれども、私、この村はやはりバスの営業所といってもなかなか難しい立地にあると思うんですね。

なので、お話にあったデマンドタクシーを十分生かしながら、あとは村のマイクロバスをある程度配置して、バス事業者に頼らなくてもいいような交通体系をやはり今検討すべきじゃないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 自前でそういう人材を確保し、また設備を持つことは、我々が主体的に事業を組めるという上ではいいのかなと思っています。今回のように突然、急にもう来年からできませんと言われるリスクがなくなるわけですから、そう思います。ただ、一方で民ができることは民で昔はよくありましたけれども、民間の活力を活用することも大事だと思っています。ただ、その民間が今人手不足ということでなかなか対応しづらいということだと思っています。

そんな中で、我々としては、まずは住民の足を確保するために、我々村が主体的になってデマン

ドタクシーあるいはスクールバスの運行などをやっているということです。それと、ただそれだけじゃなしに、民間のバス事業者ともこれから話し合いながら、お互いウィン・ウィンになるような形での交通体系ができればありがたいなと思っています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 最初に申し上げたとおり、昨年の路線の撤退、新潟交通というのがちょっとやはりこう、なかなか村民の皆さんも衝撃だったんじゃないかなと思うわけであります。なかなかこう、地方自治体で明るい話題がない中で、そういう暗い話が先行していくというのはあまりよろしくないかなというふうにも考えますので、例えば村長が今ほどおっしゃったように、行政の方でやっていくのはいい部分もあるけれども、民間でできることは民間に任せた方がいいという考えも私も賛成なのですけれども、こういう交通体系ができますみたいなことを民間事業者から公募するとか、そんなものを考えてみてはいかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） そういう発想は実は持っておりませんでした。議員はそういう知見をお持ちのようでございますから、これから相談させていただいて、どういう形があるか検討してまいりたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 2点目の質問は終わります。

○議長（小澤 仁君） 3点目の質問を許可します。

○6番（加藤和泰君） では、続いて3点目、商工業の振興についてお聞きします。

インバウンド対策、キャッシュレス化、設備の省エネ化などに取り組む事業者を応援するという取組の具体策をお聞きしたいと思います。

また、令和7年度、インバウンドの対策強化のため外部人材を採用しましたが、非常に実績のある優秀な人材というふうに考えております。インバウンド旅行客誘致に向けた具体的取組について伺います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） インバウンド対策の具体的な取組ということでございます。インバウンド対策やキャッシュレス化など、今後事業者に求められる取組を後押しをするために、今年度、新たな助成制度を設けました。

具体的には、インバウンド対策としての多言語表記の看板整備や、キャッシュレス化対応の決済端末機器の整備、あるいはバリアフリー対応のトイレなどを今回の補助制度では想定しているところでございます。

次に、インバウンド旅行誘致に向けた具体的な取組についてでございますが、国の地域活性化起

業人制度を活用し、インバウンド事業に知見と実績のある外部人材を今年の4月に招聘しました。着任以降は積極的に村の観光資源の確認や関係団体などの意見交換を行っており、起業人からは、教育や、あるいは田舎暮らし、あるいは健康などの3つの柱で受入れを進めたらどうかという提案を受けているところがございます。今後は具体的な受入れ体制や体験メニューなどを整え、次年度以降になるかと思いますが、旅行会社などへ売り込みを行う予定としております。

インバウンド事業につきましては、村の取組が遅れておりますが、大いに期待できる分野でありますので、こうした取組を通じ、多くの皆さんに関川村を知っていただき、訪れていただきたいと思っていますところでもあります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 初めに、設備の省エネ化のところでお聞きしたいのですけれども、例えば企業の電灯、照明設備等々をLEDに切り替えるというようなところで補助だとかということは考えていらっしゃいますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今回のこの補助金、新しく整備した補助金になりますけれども、この中でもLED化というのは対象の1つとして考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 次に、キャッシュレス化の対応についてなのですけれども、村内で小売り等々を営む、旅館業の方なんかもそうですけれども、飲食店の方たちも、キャッシュレス化というのはどんな感じなのか、そんなに進んでいないのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） クレジットとか、今、PayPayとか楽天ペイとか、そういった既にもう整備されているところもありますけれども、これから村でインバウンド受入れを進めるに当たって、やはり起業人に聞いたところ、現金で払うというよりはやはりクレジットカードで支払いをされるという方がほとんどだという中で、ハード面でそういった、できれば村内全ての店舗、旅館業、飲食業において使えればいいかなと思っています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。やはりキャッシュレス化というのも必要不可欠なかなと思うのですけれども、ただ、今どうなのでしょう、結構普及、村内の事業者の皆さんもそういった決済端末をある程度導入しているんじゃないかなという気もするのですけれども、その辺は分析はなかったのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） すみません、分析まではしておりませんでした。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 了解いたしました。

それでは、インバウンドの関係でお聞きしていきたいと思います。全国の観光地に行くと、もうすごく外国人のお客さんが多くて、私もいろんなところに仕事で行かせてもらうのですが、大勢いる中で日本人が自分たちだけと違ってよくあって、今やもうそういう人たちが入ってこない、この国の観光は成り立っていかないのかなというふうに感じているのですけれども、先ほどの答弁でもあったように、村はその取組に遅れていますということであったのですけれども、新潟県全体が多分インバウンド後進県と感じているんですね。観光地に行くと、新潟から来ましたと言うと、いや、新潟県、外国人がいなくていいですねと逆に言われるのですけれども、褒められているのかよく分からないのですけれども、そういった海外のお客さんを支えていかなければならない時代が必ず来るんじゃないかなというふうを感じる中で、今回起業人の方、来ていただいて、私も1回お話しさせてもらったのですけれども、実際にいろんな国に行かれて自らセールスをして、失敗もしたけれども、今こうやっていますという話を聞いたのですけれども、先ほどまずお聞きするのが、渡邊邸の方でも起業人の方を採用して、そしてインバウンド対策だとかという話を聞いたのですけれども、やはりこの2人がうまく連携していい方向に進んでいくべきなのではないかなと思うのですけれども、この辺はどんなふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今回4月に採用しました起業人2名、ミッションでいうと1名が渡邊邸の活性化、もう1名はインバウンド対策ということで採用しております。それぞれ個別に動くというよりは、大きくそのインバウンド対策の中でも渡邊邸は絡んできますので、そこは連携して動いていくべきだと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 先ほど鈴木議員の渡邊邸のところの答弁であったのですけれども、例えば飲食であったり宿泊であったりとかという答弁がありました。何か渡邊邸もそうですけれども、何かそこで食事ができたりというのがあるのですけれども、私もちょっと村外のお客さんを今回7月にお願いしたのですけれども、何かすごくいいなという印象を持たれたみたいで、なのであいう施設を有効に使っていくには、やはり入館だけではなくて、やはり飲食を伴ってさらに付加価値をつけていくことが大事なんじゃないかなというふうに感じているのですけれども、ぜひこれは何か取り組んでいってもらいたいなというふうに思います。

それから、飯豊町さんが大分長年かけて台湾の方と人脈を築いてきたとかというお話もあったのですけれども、やはり関川村についても時間がかかると思うんですね。この井手さん、幾ら頑張ると言っても失礼ですけれども、今からいろいろこう素材をつくり上げて、そして答弁によると来

年いろいろアプローチしていく段階に入っていくということなのですからけれども、やはり年数がかかる中である程度スケジュール感というのでしょうかね、目標値みたいのを定めて後ろから追いかけてみたいな取組が必要だと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） ざっくりになりますけれども、今後の大まかなスケジュール感で言いますと、4月の中旬に起業人が着任しまして、役場で村の仕事をされるのが毎月2週間程度なのです。あと2週間は地元に戻って本業の仕事がありますので、毎月、約半月という中で今仕事をいただいています。今年度着任後については、まず関係機関を回ったり、あと村内、いろんなところを回っていきまして、まず観光資源、あとはそれからどういった体験コンテンツができるのか、可能性があるのかというところで、今一生懸命回っていただいております。

今年度の大まかなスケジュールになりますけれども、今年度については、まず体験コンテンツの詳細の確立、それから実際のロールプレー、それで一応来年度以降になりますけれども、一応海外の方に役場職員と一緒に起業人と売り込みに行く計画がございますので、提案資料の作成というところを聞いております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。何か井手さんは2週間ぐらいいてまた戻ってということで、でもテレワークじゃないのですけれども、村にいなくてもできる仕事もいっぱいあるんじゃないかなと思うので、こっちに来たときはやはり課長がおっしゃるように、関係各所といろいろ見て回ったり連携したりということなのでしょうから、その辺、うまく井手さんの力を使いながらやっていってもらいたいと思いますし、先ほども申しあげましたけれども、その渡邊邸の方とうまく連携して、その2人の人材をぜひ生かし切っていただいて、インバウンドの振興に取り組んでいただくことを期待しながら、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

休憩します。11時25分まで。

午前11時11分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問、次に、5番、近 壽太郎さん。質問を許可します。

○5番（近 壽太郎君） 5番、近 壽太郎でございます。

私の方からは、第7次関川村総合計画策定に当たってということで質問させていただきます。

関川村総合計画は昭和46年に策定して以来、半世紀が過ぎました。今年度、第6次後期計画が最終年度を迎え、令和8年度に向けて第7次総合計画策定に取り組む年度になりました。村の総合計画は、第6次の基本構想にあるように、村民一人一人が安心して暮らしを営むために、村民と行政が協働で村づくりを目指すものと認識しております。

そのような観点から、第7次総合計画に向けての質問をいたします。

1つ目、第7次総合計画策定に当たり、村長の所信を伺います。

2つ目、2011年に地方自治法が改正され、国による規定が廃止されました。このことにより独自の工夫による総合計画策定が可能になりました。今まで村の総合計画は行政主導よりでありましたが、村民との協働を意識した、より身近な総合計画にできないものか。

3つ目、後継者や地域のリーダーの育成が重要と捉えているが、これまでの取組やその成果は。また、今後の課題と対策は。

4つ目、小さい集落では、5年後、10年後、急激に集落維持が困難になると予想されるが、その対策等を第7次総合計画に反映する考えはあるか。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 近議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第7次総合計画策定に当たっての所信についてということでございますが、総合計画は今後の村の進むべき方向性を示すものであり、村の最上位の計画に位置しているものです。村では毎年、進捗状況の検証を行っており、第7次総合計画の策定に当たってはその検証を踏まえた上で策定を進めてまいります。

人口減少や少子高齢化に起因し様々な課題を抱えておりますが、地域住民で構成される総合振興審議会のご意見を伺いながら、一つ一つの課題にしっかりと向き合い、今後10年間の進むべき方向性を示していきたいと考えています。

次に、村民との協働を意識した、より身近な総合計画ということでございますが、行政分野は広範囲にわたっており、村の各分野の計画との整合性を図る必要があることから、どうしても行政主導にならざるを得ませんが、住民の視点も大変重要であり、各地区から選出いただいている総合振興審議会の委員の皆様と議論を交わし、また素案の段階で村民に意見を求めながら計画策定作業を進めてまいりたいと考えているところです。

3点目の後継者や地域リーダーの育成などについてでございます。これまでの取組や成果については、県の事業を活用し、七ヶ谷地区で若者が主体となった団体の立ち上げにつながったケースがあるほか、各種団体や地域の組織においてもそれぞれの取組において一定の成果があり、今日につながっているものと考えております。

しかしながら、後継者や地域のリーダーは一朝一夕で育つようなものではなく、人口減少が加速する中で、各種団体あるいは地域において後継者不足に悩まされているという実態があることは承知をしております。村としましては、総合振興審議会に代表されるように、様々な機会を捉え、いろいろな人が関われる仕組みを意識し、後継者やリーダー育成につなげていきたいと考えております。

最後ですけれども、集落機能維持の対策を計画に反映させるかというお尋ねでございますが、村の54集落のうち、10世帯を下回っている集落が今11集落ありまして、10年前と比べますと2集落増えているのが現状でございます。人口減少が進んでいる中で、集落やコミュニティー機能の維持は重要な課題でございます。まずは、当事者である集落の皆さんのお考えをお聞きし、今後の課題を整理した上で総合計画に反映できればと考えているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○5番（近 壽太郎君） ありがとうございます。

1つ目でございますが、10年間の進むべき方向性を示すという村長の強い意思が第7次総合計画に反映されて、引き続き村政を担うというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 今の答弁は今私の考えを述べたものでございますので、それ以上でもそれ以下でもございません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○5番（近 壽太郎君） 分かりました。

2つ目でございます。5年前に6次後期計画の質問をしたときに、村長は30人という委員を各地区から推薦していただいて、より多くの意見を聞いて、行政だけでなく村民みんなでつくる計画にしたいというふうに答弁していました。第6次後期計画が最終年度となった今年、その成果をどのように捉えているかお伺いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 総合計画につきましては、毎年検証の方は行っております。第6次総合計画、後期計画をつくったとき、私、担当しております、私が計画策定したのですけれども、当時からやはり人口減少というのが大きな課題の1つに挙がっておりました。

ただ、そういった中でも、今新たな若い人たちの活動グループであったりだとか、例えば各地域を見ても、女性がコミュニティーの中で活躍して役員で入ってきたりだとか、そういったところについては、計画云々ではありませんけれども、地域の中ではちょっと変わってきている部分ではあるのかなとは考えております。

あと、それから起業、これもうちの地域政策課で昨年度、補助金を新たに事業を設けましたけれ

ども、こうやって村の中で若い人たちが活躍する場が増えてきているというのも、成果の1つではないかと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○5番（近 壽太郎君） ありがとうございます。1つその計画の中にも、先ほど村長の答弁にもありましたけれども、どうしても行政寄りにならざるを得ない部分はあると、私もそれは承知しておりますけれども、1つやはりより身近な計画をつくるということに対して、公共計画と行政計画というふうに1つ分けるということではないのですけれども、明確にした計画はつくれないものか伺います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 質問します。

○議長（小澤 仁君） 村長より趣旨確認権の申出がありましたので、これを許可します。村長。

○村長（加藤 弘君） 今ほど議員がおっしゃいました公共計画と何計画ですか。（「行政計画」の声あり）行政計画、もう少しその辺を詳しくおっしゃっていただければ助かります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。近議員。

○5番（近 壽太郎君） 私の理解では、公共計画というのは要するに村民とまさに一緒になってつくる計画、それから行政計画というのは行政がその仕事をする上での指針となる、今までの国がこうしなさいという総合計画にあったような仕組みだと、計画だというふうに私は捉えておりますが、よろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。村長。

○村長（加藤 弘君） 了解しました。

○議長（小澤 仁君） 答弁に戻ります。答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 村の様々な分野の様々な事業、施策もそうですけれども、国・県の計画に沿ったものがまずは基本にあると思いますし、その際に行政独自でやっていいもの、あるいは村民の、極端に言えば村民の意見を聞かなくてもいいものと、村民の意見を聞かなきゃならないものと、なかなか区分けが難しいかと思っています。

総合審議会も含めて様々な議論の中で、多分住民の方々がご発言なさるのは、むしろそういう発言しやすいような分野については積極的にお話しいただけるとと思いますので、そういったところについて十分住民の意見を聞きながら施策を進めていきたいと思っておりますし、総合計画ってややもしますと、何かばら色のような計画を今までつくりがちだったところがありますが、ご案内のとおり人口減少ももう国において15年ほど先行して減少しているという状況でありますので、そういった実態をしっかりと踏まえた上で、将来をしっかりと踏まえた上での計画になれるように進めていきたいと考えています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○5番（近 壽太郎君） 私は、やはり身近な計画をつくっていただきたいというふうに言うのは、やはり6次までもう来てしまうとマンネリ化してしまっていて、どこかこう、最上段の計画であるにもかかわらず、村民には響いていかない、形骸化しているような気がするのです。その辺をもうちょっと工夫しながら、一緒にこの計画に沿って動けるような、目指すような、そういう7次にしていただきたいなという思いがあります。その辺は村長、どうでしょう。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 新潟県も長期の総合計画をつくったところですけども、県もそうですし、市町村もそうですけれども、計画というのはかなり分厚い計画で、多分一般の住民は目を通す気にはなれない計画だと思います。

そういう意味で、新潟県の計画は、この前、新聞でしたか、何かに分かりやすく現状と課題等をコンパクトにまとめた、特に住民が関心を持つような分野についてはそういう形で広報しています。

村としましても、全てのものを羅列的に出すのではなく、住民に関心のあるもの、していただきたいものを中心に、もう少しその出し方の工夫も、単に計画だけじゃなしに、そのダイジェスト版みたいな、そういうものを配るとか、そういう形で地元の方、地域の方々に寄り添えるような、身近に感じてもらえるようなつくり方をしていきたいなと思っています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○5番（近 壽太郎君） 大変前向きなご意見をいただきましたので、第7次、できるのを楽しみにしております。

3つ目ですが、これも5年前に質問したときに村長の答弁だったのですが、審議委員の皆様は大勢参集していただいて審議していただくのは、村の施策や事業などに関心を持ってもらおうと言っておられました。

そういった過程において、この後継者、リーダーの育成に、私、前からこう、つなげていけるのではないかと、こういう思いがありまして、せっかくこういうところの委員に関わって、中にはやりたくない人もいるかもしれませんが、そういう村の事業や施策に関心を持ってもらいながら勉強していただいて、行く行くはそういう村の後継者であり、リーダーとなる、こういう育成はできないか、つなげていけないものかと考えるのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 村の様々な計画策定あるいは事業の実施等に当たりまして、住民の皆様の見聞を聞くものが、民意のものもあれば、国によって指定されているものもございますけれども、様々な意見をお聞きしますので、今、村の問題は、そういう委員になっていただくときに、私もふとこう見て思うのですけれども、この会議が何か分からないというか、いつも同じ顔ぶれが会議に

出ているということです。人材難が今すごく大きく感じています。

そういう意味では、これまで活躍していただいている方以外に若手も含めてなるべく広い方に声をかけて、そういう会議の場に出ていただける人材発掘をこれからも進めていくことによって、村の行政の進め方あるいは行政の内容についてご理解をいただく方を増やしていきたいなと思っています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○5番（近 壽太郎君） ぜひそういったふうに進めていただきたいと思います。

4つ目ですが、これも前に質問させていただいた4年前の集落維持について質問したときだったのですが、村長は過疎地域の集落の深刻な問題として、喫緊の課題として考えていると。これからこの課題は地域と行政が一緒になって解決しなければならない。それにはまずコミュニティーを主体とした集落ネットワークの形成が必要だというふうに言っておられます。

地域課題解決支援制度を設けましたけれども、残念ながら活用はなかったと。数年前にアンケート調査を全域に行ったのですが、それもあまり今現在生かされていない現状です。

前には、村長は国の制度の活用をしながら、コミュニティーへその情報を流して、今般進めていきたいというふうに言っておられましたけれども、その後、これらの問題に対して何かこうするという新しい考えをお持ちでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 当時はそういう取組をすることによって、地域の方々がこれをやってみようという元気が出るんじゃないかなということもあって、金を出し、あるいはやっていただくときには支援をしますよというスキームを考えたわけですが、なかなかそれに頑張ろうという状況に地域全体のポテンシャルが高まっていないといいたいまいしょうか、もう少し、逆に言えば高齢化が進み過ぎているといいたいまいしょうか、私の認識が甘いこともあったかもしれません。

行政がまずその施策を地元の意見を聞かないで提案するより、地域の方のところに入って、特に困っている方々の意見を聞く上で、どんなことをしたらいいのかということのをこれから積み上げていきたいなど。それがまた長期計画に反映できればいいかなと思っているところです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○5番（近 壽太郎君） その解決策の1つには、やはり地域でまず議論をしてというのが前提にあると思います。それには、今、村長の話聞いて、私もそう思いますけれども、何かこう、集落に対し、高齢化が進んでいるが、昔の考え方が抜け切れないというのか、逆に昔はこうやって集落を維持してきたけれども今の若者は何もしないというふうに捉えているのか、なかなか前に進まない。やはりその進める働きかけが必要かと思われませんが、そういう問題がこの根底にあるというのをまず認識した上で、その7次計画に示していただけるように策定できないかというふうに提案したい

と思いますが、ひとついかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 総合計画でどこまで書き込めるかというのはなかなか難しい問題だと思いますが、行政の施策、村の考え方、それと住民の考え方、それぞれありますけれども、要はいくらいいことを言っても動かなければ前に進みませんから、その動くのにどうしたらいいのかということは、総合計画と別にしてよく考えなきゃならないなど。しかも、またこれからどんどん、ますますまた人口も減少する集落もかなり数が減ってきたりとか、そんな状況なので、やはりその辺のことをよく聞きながら行政としても住民の方と一緒に知恵を出しながら進めていきたいなと思っているところです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○5番（近 壽太郎君） 私も総合計画にこだわった話ではないのですが、やはりどこかでこれを取り上げないとなかなか前に進まないということが懸念されますので、今、村長が答弁されたように、別枠でもいいから、その前にやはり喫緊の問題ですから、一刻も早く前に進めるような施策といたしますか、そういう働きかけをしていただけるような行動をしていただきたいと思います。

全体として、7次計画に対して、先ほど私は言いましたけれども、やはりあまりこう角張った計画でなくて、村民が手に取って見られる分厚いのは分厚いのでいいのですけれども、先ほど村長が言われましたように手に取って村民が見られるような計画をつくっていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします、質問を終わります。

○議長（小澤 仁君） 次に、2番、加藤つや子さん。最初の質問を許可します。

○2番（加藤つや子君） 2番、加藤つや子です。よろしく願いいたします。

通告に従いまして、大枠2つの質問を順次させていただきます。

まず、1つ目です。女性活躍、男女共同参画の推進についてでございます。

加藤村長の施政方針にも掲げられておりましたけれども、将来に希望の持てる村づくりを進めるために、行政も村民も、女性活躍、男女共同参画の推進への取組を進めるべきと考えます。

現在、村の人口は10年前と比較して、令和7年2月末で4,654人、広報の調査でございますが、約1,500人も10年前と比べて減少しております。先ほど村長もおっしゃってございましたけれども、人口減少は大変スピードが速く進んでおると考えております。

そんな中、年々少子高齢化が進む村の社会的人口対策においても、この女性活躍、男女共同参画の推進に取り組むことが重要なのではないかと考えます。そのために、まず村職員の女性管理職を増やして、女性が生き生きと働ける環境、それから場づくりをして、女性に選ばれる地域を目指すことが必要ではないかと考えております。

このことから、以下3点について村長の考えを伺います。

1つ目、村職員の女性管理職登用実績と今後の雇用見込みについて。

2つ目、若者や女性が村で生き生きと活躍できるための具体的な行政施策はあるか。

3番目、男女共同参画基本計画を作成する予定はあるか。

以上3点についてお願いいたします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） まず、初めに村の職員の女性管理職登用実績と今後の登用見込みについてでございます。

実績につきましては、令和7年度においては9%、令和6年度が18.2%となっており、平成28年度の37.5%が最高の数値でございます。女性の管理職の割合を県内自治体と比較してみますと、令和6年度で町村平均が13.5%、関川村は18.2%となっております。

今後の登用見込みにつきましては、管理職への女性登用は、村政運営について女性の視点を反映させるという観点から大いに意義があると考えておりますが、現在の管理職と次期管理職候補である主幹クラスを合わせ、女性職員の割合が僅か20%と低いのが実態でございますので、女性の割合を大きく増やせるという可能性は低いものと考えています。

次に、若者や女性が村で生き生きと活躍できるための具体的な行政施策についてです。

若者や女性に特化した施策としては、働きやすい環境を整備するための延長保育とか学童保育など、子育て支援が行っているところです。若者や女性などを含めて、この村で生き生きと新たな事業を行いたいという方々を支援する起業支援補助金を村では設けており、令和6年度末で4件、その内3件は若者や女性による起業となっております。若者や女性の活躍する場が村内に増えてきていることは大変ありがたいことだと思います。

なお、昨日、政府で決定されました女性活躍の推進に向けた重点方針、いわゆる女性版骨太の方針におきまして、地域での起業支援は施策の大きな柱に位置づけられているところでございます。

また、若者や女性の視点を行政に生かしたいという思いからこれまで若者や女性と意見交換を行ってまいりましたし、また二十歳の集いの参加者の若者とも意見交換を行ってきたところでございます。

3点目の男女共同参画基本計画の策定についてでございます。

令和6年度時点の県内市町村の策定状況を見ますと、21市町が作成済みで、作成率が70%となっておりますが、町村で見ますと、聖籠町のみで作成という、その実態でございます。

村では、関川村基本条例及び第6次の総合計画の基本構想で、男女共同参画の社会の実現をうたっておりますが、私としましては、新たな女性の参画のための条例を計画は今のところ考えておらないところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） ありがとうございます。

1番の登用についてでございますけれども、現在、令和7年度は9%ということで、非常に少ないと思っております。実際、私も村議会議員になりまして、役場の職員の管理職、村政の大事な決定機関である課長職というのが少ないというのは、やはり女性の視点に立った意見が少ないのではないかなと思っております。今後、具体的に対策を講じるとしたらどのようなことをお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 村の職員での今お話ですけれども、最近女性の比率がどんどん増えてきています。私とすれば、人材育成の中で、女性もそれぞれその性にとらわれずに能力に応じて昇進させる制度のつもりで考えております。今のところ、数がそもそも少ないということでございます。課長にならなければ村の政策に女性の観点を反映できないのかという、決してそうでもございませんので、女性陣の職員にもいろんなところで聞きながら女性の視点での政策への反映というのを進めていきたいと思っております。いずれ女性がかなり今比率が増えておりますからそういう方がそれなりの年齢になってきたときには、多分多くの課長職、女性になるかなと私は思っているところです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○2番（加藤つや子君） ありがとうございます。現在、登用する女性の人数がないということでございますが、実際、職員は女性も多くいらっしゃいますので、その人材育成という面でやはり女性を登用する、管理職に登用するまでの育成の面ではどのような方法で育成をされているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） これまでどちらかという、村の役場の仕事の中で、これは女性向きだね、あるいはこれは男性向きだねという、そういう固定観念が多分昔からあったかと思いますが、そういうのは取っ払って、今まで女性がやっていたものを男性がする、あるいは男性がやっていたものを女性がするという、仕事を様々、性に伴って固定するんじゃなしに様々なことを経験してもらうことによって、男女ともに能力が開発されてくるのかなと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○2番（加藤つや子君） 人材育成の基軸となるようなお話を聞かせていただきました。ぜひとも頑張っていたきたいと思います。

2番目の若者、女性、村で生き生きと活躍できるための施策なのですけれども、今本当に女性の起業が少しずつ増えているということで、実際に私の知人も起業されておりますし、若い人であれば、ここで言っているのかどうか分かりませんが、トマト農家さんとか頑張っている方がいらっしゃるの事実でございます。

ただ、その後、起業された後、どうでしょう、フォロー体制はいかがなものでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 起業のフォロー体制については、たしか3月の定例議会でもご説明させていただきましたけれども、商工会と連携をしていくということで行っております。

実際には申請の前段階、相談の段階から商工会の方とも情報を共有しながら、申請、それから起業というところに商工会の方も実際行っていただいたり、あと経営面での指導の方に入っていたりということで行っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○2番（加藤つや子君） 女性のフォロー体制の後に、やはり起業はしない方がよかったのかなとか、そういうマイナスの意見はございませんでしたでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 起業支援補助金自体が令和6年度に整備された補助事業として、まだ1年足らずしかたっておりません。まだ実際のそういった声というのは私は聞いておりません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○2番（加藤つや子君） 分かりました。それでは、起業支援は今後ともどんどん進めていただいて、女性が活躍できる場を増やしていただきたいなという思いでございます。

実は、地域女性活躍推進交付金というのを見まして、以前に村長が女性デジタル人材育成というような話を少しされていたことがあったかと思うのですが、そういった女性のデジタル人材育成の事業を行うような考えはありませんでしょうか。この補助金の活用をしているかどうか、ちょっと私も存じ上げないので、その辺も含めてお願いしたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） デジタル人材の育成は男女ともに大変大事でございます。取りあえず女性においては、特に関川村だけじゃなしに新潟県もどこの県もそうですけれども、どんどん若い女性が東京に行っちゃって帰ってこない。それをどう帰って来てもらうかというのが、地方での女性の活躍という国の大きなテーマになっていて、そこに起業であったり、あるいはデジタル人材の育成というのが入ってきていると思います。よくその国や県の制度も見ながら、これは男女ともにそういった人材が育成できるようなことは、これから村も進めていくべき施策の方向かと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○2番（加藤つや子君） ありがとうございます。それでは、その国の交付金等を探していただいて、いろいろな多方面から支援していただけると、産後、子育て中の女性とかも自信を持って起業したり、それから就職したり、短時間パートしたりというような環境が整えられると思っております。

よろしくお願いたします。

それでは、3番目の計画の作成についてですが、これは村長はまだ作成するお気持ちがないという回答でございましたけれども、これは令和4年の6月に前伊藤敏哉議員も同じような質問をされております。この法律が平成11年6月に策定されてから、はや26年ですかね、経っておりますけれども、やはり職員だけでなくて村の村民自体が、女性が元気であれば、生き生きとした村が出来るんじゃないかなと私は常々思っているのですけれども、この辺でどうでしょうか。

聖籠町の計画を研究、検討というお返事がこのときはあったようではございますけれども、旧町村が全然まだ手つかずということで、村上市、胎内市、新発田市は近隣ですけれども、もう3次、第5次という形で策定されております。意識、村民も職員もそうですけれども、意識を変えるためにもこの計画策定についてもう一度考えていただくわけにはいかないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 女性が活躍できる社会というのは、多分これから地方のキーワードになってくると思います。そういう意味では、国も県も市町村も同じでございます、さきの国も、総理もですね、各省庁が施策を企画・立案するときには男女参画の視点を入れてくれという話もしているぐらいです。

私、計画、聖籠町の細かいのがいっぱい書いてある計画を見ましたけれども、よく、何ていうのかな、行政、私、常々職員にも言っているのだけれども、計画に膨大な時間かかって、計画が出来上がったら終わり、あと何も見ないみたいなね、そんな計画は駄目だよと私はよく言うのです。むしろ私は、その総合計画の中で目指すべき村の方向とかそういうところで、女性参画や、あるいは女性活躍をどういうように位置づけていくのかというのを住民の方々とも議論をして、そこにまずしっかり位置づけをします。

そして、先ほど近議員からもあったように、住民に身近なという意味では、女性の活躍というのはすごく身近な部分でありますから、そういったものを長期計画のダイジェスト版というよりも分かりやすくね、親しみあるような中にうたい込む中で、村の方向性を女性活動もしっかり位置づけていくということが大事なのかなと思いますし、一方、我々の行政サイドにおいても、総理がおっしゃっているように、関川村もそれぞれの課なりの施策推進のときに女性参画や女性活躍の視点を入れ込みながら進めていくということは、これから進めていかなきゃならないなと思っているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○2番（加藤つや子君） ありがとうございます。確かに計画づくりというのは大変でございます。まして時間を割くというのも、私も以前の職場で計画づくりをしましたけれども、大変な時間を要します。ただ、計画ができたときに、そこに携わった職員、それから周囲の人たちの協力があって、

なお職員もそこで成長できると。計画づくりというのはただつくればいいというものではないと、さっき村長もおっしゃっていましたが、確かにそのとおりでございます。その後実行して検討、そこをまた見返していかなければいけないという、そういうサイクルもございますけれども、ただ、つくらないで女性の視点、若者の視点を総合計画に入れていくというだけでは、何か私としては物足りない気がしまして、国で一生懸命進めておりますので、その辺もう一度庁舎内で総合計画を立てる前後で結構でございますので、もう一度よく職員の話、意見を聞いていただきたいなと思っております。

これで1つ目の質問を終わります。

- 議長（小澤 仁君） 加藤つや子議員の一般質問の途中ではありますが、休憩します。13時10分まで。

午後0時06分 休憩

午後1時10分 再開

- 議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問、2番、加藤つや子さん、2番目の質問を許可します。

- 2番（加藤つや子君） それでは、引き続きお願いしたいと思います。

障害者のグループホームについて質問させていただきます。

関川村には高齢者のグループホームはあります。ただし、障害者のグループホームは今現在ない状態でございます。住み慣れた地元で自立した生活を営む障害者支援施設がこの村にも必要ではないかと考えます。障害を持たれる家族の一番の心配は、将来的に親が支援できない状態になったとき、当事者の生活全般が心配であるとおっしゃっております。また、発達に特徴のある子供が今現在増えている現状から、早期に整備していく必要があると考えておりますが、村の所見を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

- 議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

- 村長（加藤 弘君） 議員ご指摘のとおり、障害者を介護する方々の高齢化に伴い、障害者の将来について不安だというお話はお聞きをしています。しかし、村内には障害者グループホーム事業への民間の参入がありませんので、近隣市の施設などを利用されているというのが今の実態でございます。一方で、近隣市では民間企業が参入し、グループホームが増えている状況もあるようでございます。

こうしたグループホームの事業者が村内でも事業展開することになれば、これは家族にとっても大変喜ばしいことだと思っております。引き続き、福祉関係団体と連携を図るとともに情報収集に努めてまいりたいと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○2番（加藤つや子君） ありがとうございます。

関川村の第7期障害福祉計画では、8名のグループホーム利用者見込みとなっております。施設から地域生活、自宅やグループホームへの移行も進める必要があります。国の施策でも、地域に戻る、地域で暮らすというような方向性が打ち出されていると思いますが、やはり自分の生まれた土地、生まれた村で生涯を過ごすというのが一番適切かなと思っております。ただし、今まではそのようなホームはありませんでしたので、近隣で言えば村上市まで利用に行っていたかと思いますが、村にある法人への働きかけというのはありましたでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） 今ほどの質問に答えさせていただきます。

具体的にグループホーム、障害者用のグループホームをという形での誘致ということはしておりませんでした。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○2番（加藤つや子君） ありがとうございます。でも、これからはニーズはどんどん高まっていくと思われま。実際介護をされている方々が、先ほど村長もおっしゃったように高齢化しております。そういった方たちからも、やはり交通の便の悪い関川村から遠いところのグループホーム、遠いところの施設へ行くのは大変だと。やはり関川村にあればこそ面会にも行けるし、不安が解消されるというお話がありました。

ですから、できたら共生社会の実現と村もおっしゃっておりますので、ぜひともこの話を進めていただいて、関川村に例えば愛宕福祉会、それから社会福祉法人関川村社会福祉協議会、それから村上福祉法人、あります。この3件、そうですね、村上市にあったのが、愛宕福祉会が1件グループホームを設立しております。そういった方々の法人の力というのはすごく大きいと思いますので、ぜひとも令和7年度中にでも聞く機会を持っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） 今議員のご指摘のあったとおり、関係する施設、団体と情報交換を図りながら、協力できるところ、歩んでいきたいなと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○2番（加藤つや子君） 大変力強い返答をいただきましたので、今年度中、ぜひとも進めていっていただきたいと思います。それがやはり高齢化している親御さんたちの第1番の希望でございますので、どうぞ組んでいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

これで私の2つ目の質問を終わります。

○議長（小澤 仁君） 次に、3番、川崎哲也さん。最初の質問を許可します。

○3番（川崎哲也君） 3番、川崎です。通告に従いまして、大枠3つ質問させていただきます。

まず、大枠1つ目、学校教育における木育と森林環境教育の推進を。

木と人とつながりを通して豊かな心を育む木育、それから森林内で体験活動を通じて林業や森林の役割、重要性を学ぶ森林環境教育、教育のデジタル化が進み、自然との触れ合いの中で五感を通じた学びの機会がますます少なくなる現在の子育て、教育環境において、木育、森林環境教育は重要視されており、林野庁の森林・林業基本計画においては、木育、森林環境教育を学校教育者と連携して充実させることとされています。

そのことを踏まえて、以下3点伺います。

①今現在の学校教育における木育や森林環境教育の取組について、年間授業数、それから活動内容など教えてください。

②村内の保育園や学校における村産材の活用事例。

③木育、森林環境教育を充実させ、村の地域性を生かした特色ある子育て・教育方針を打ち出せば、子育て世代の移住・交流にもつながると思いますが、村の考えをお聞かせください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） それでは、よろしく願いいたします。

今ほどの川崎議員のご質問について、初めに1点目の今現在の学校教育における木育や森林環境教育の取組についてでございます。

当村の場合、小中学校の各教科、領域で、木育、森林環境教育に関連のある学習の時間、小学校では43時間程度、中学校では32時間程度で、総計で75時間余りになります。

活動内容としては、小学校では、持続可能な社会の担い手を育むことを目指した教育、E S Dの考えの下、各教科横断的・段階的に木育環境教育の取組を進めております。

一方、村の希望する小学生が参加する緑の少年団では、村内の森林や近隣の公園で植樹作業等を通じて、植樹や育樹、環境保全等の大切さを学んでおります。

また、小学校6年生及び中学生1年生から3年生まででは、総合的な学習の時間での、先日行われました未来のハローワークにおいて、村の森林組合の方からも、森林が持つ環境保全等の公益的な機能や木材資源の供給などの生産的機能などについての学びのほか、教科、技術家庭科において木工製作などが挙げられます。

次に、2点目の村内保育園や学校における村産材の活用事例についてです。

保育園では、保育室の床に村産の杉の無垢材を使用しております。小学校では、各教室や廊下の腰板などに村産のヒノキ材を使用していますし、中学校では、特別教室等の各教室、廊下、給食棟の内部で村産のヒノキ材を使用しており、この3施設ともに木のぬくもりが感じられる施設ということになっております。

次に、3点目の木育、環境教育を充実させ、村の地域性を生かした特色ある子育て・教育方針を打ち出せば、子育て世代の移住・交流にもつながると思うが、村の考えは、についてです。

当村では、小学校の総合的な学習の時間、いわゆるふるさと学習の中で、きれいな川探検、関川村地域探検等の活動を通して、村の地域的な特色を、中学校では、関川を知り、関川で学び、関川の未来を描くという探究的な学びの中で、ふるさとを愛し、誇り、学び続ける人づくりを、地域の様々な方々のお力添えを得ながら推進しているところでございます。今年度はその活動が小中連続して系統的な学びになるように、担当者を中心に検討を始めたところでございます。

したがって、その過程の中で、木育や森林環境保全に関わる体験的な学びを発達段階に応じて適切に位置づけるよう働きかけてまいりたいと思います。

関川村の豊かな自然、歴史・文化、そして先人の工夫や努力を学び、自らの生き方やふるさとの未来を考える子供を1人でも多く育てていくことが、結果として移住や交流人口拡大の呼び水になると考えます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 答弁ありがとうございました。

まず、今の答弁に関して幾つか再質問させていただきます。

その質問の前提として、森林環境教育というのは、もう20年以上前から国も公教育における木育、森林環境教育の充実・推進を図っておりまして、教育現場でも様々に取り組まれています。また、世間的にも森林の役割ですか、木材供給以外にも、治山治水、土砂災害の予防とか、獣害予防、水源の保護、脱炭素社会などへの貢献、それから最近では、登山・キャンプなどのアウトドア活動などの森林サービスといった、そういった関係人口創出など、森林の役割が今見直されています。そんな中で、森林教育、環境教育というのは林業だけではなく、社会を担う人材育成という大きな役割があると思います。

ただ、関川村に生まれ育った子供が山のことをほとんど知らずに村を出ていってしまうと、それを残念に思っている村民の皆さんの声も少なくありません。村の教育基本計画の「ふるさと関川を愛し、誇り、発展させるひとづくり」、これを基本理念とする村の教育においては、木育、森林環境教育の在り方がこれから大切になってくると考えていますので、それを踏まえてちょっと幾つか質問させてください。

まず、1つ目、学校における森林環境教育に関する時間、授業時間ですけれども、これは小学校で43時間、中学校で32時間、合計75時間余り。これというのは、要は生徒1人が義務教育9年間で学ぶ時間が75時間という考え方でよいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 今ほどの御質問にお答えします。

議員おっしゃるとおりに、そのとおりでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございました。

そうすると、1年間で約8時間程度ということだと思うのですが、この8時間の中で実際に山に入る事業、何回ぐらいあるのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 山に入る時間ですけれども、実際に学校の中での授業としては、その外に、山の中に行く時間というのはそんなにないと思いますけれども、多くは学校内での座学の方は多いというふうに聞いております。

○議長（小澤 仁君） いや、山に入る時間を問うております。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 質問を確認させてもらって。

○議長（小澤 仁君） 教育長より趣旨確認権の申出がありましたので、これを許可します。

○教育長（津野庄一郎君） ありがとうございます。今ほどの山に入る時間というのは、小学校、中学校とそれぞれの学年を通して、学校として総体としてどれぐらいの時間入るかという捉えでよろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） はい、そうですね、義務教育9年間の中でどれぐらい山に入るのかということとです。回数。

○議長（小澤 仁君） 時間、回数、どっち。

○3番（川崎哲也君） 授業時間。要は回数です。授業時間。

○教育長（津野庄一郎君） 質問は終わります。

○議長（小澤 仁君） 一般質問に戻ります。答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） お願いいたします。

山そのものを目指して何か学校登山をやるというプログラムについては、特に小中ともにはございません。しかしながら、先ほど申しました総合的な学習の時間、例えば中学校であれば九の郷ウオークということで河川沿い、そしてその中において森林等を巡りながら、そして体でそういった自然のよさを体感していくというような活動もありますし、また鷹の巣キャンプ場等で集団づくりということも兼ねて、例のキャンプ場の中の大自然の中で飯ごう炊飯を行うというような活動を組んでいるようであります。

一方、小学校は、生活科の中においても既に、例えば春を探そうとか、秋を探そうという中の活動において、山ではございませんけれども、周辺の草木あるいは森林等に触れながら、例えばド

ングリの実を拾い集めてみたりとか、あるいは実際樹木に触れて味わったりとかというような活動で、木育に関する取組を進められているというふうに聞いております。

具体的な授業時間がどうのこうのというのは、申し訳ないですが、今のところは承知していません。

○議長（小澤 仁君） 教育長、答弁は簡潔にお願いします。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。

そういった野外活動において、講師となる方というのはどのような方なんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 今、野外活動はほとんどないという答弁だったのだけれども、いい、続けて。答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） よろしくをお願いします。

野外活動の講師そのものについては、例えば農林課のスタッフであるとか、あるいは森林組合のスタッフ等で、学校のニーズに応じながらお力添えをいただくというのを聞いております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） そういった方々というのは、森林環境教育について学ぶ機会というのはあるのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。

○教育長（津野庄一郎君） 質問をお願いします。

○議長（小澤 仁君） 教育長より趣旨確認権を求められましたので、これを許可します。

○教育長（津野庄一郎君） ありがとうございます。そういった方々というのは実際はどういった方を指す、意図されているのでしょうか。お願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） その森林環境教育に携わる先生、先生とかなのでしょうかね、あとそのさっき言った農林課とかの外部講師という方なんでしょうか。一応この森林環境教育のための教員向けセミナーとかもいろいろあって、そこに先生が参加して、そこで学んだことを教育現場に持ち込むという、そういうふうなプログラムが森林環境教育の中にもあるもので、ちょっと聞かせていただきました。

○議長（小澤 仁君） 教育長。

○教育長（津野庄一郎君） じゃあお願いします。

○議長（小澤 仁君） いや、今趣旨確認権を求められていましたので、それを続けるかどうかをまず。

○教育長（津野庄一郎君） 一旦終了します。

○議長（小澤 仁君） これで趣旨確認権を終わります。

一般質問に戻ります。答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） そういったプログラム、そういった環境教育を教えるためのプログラム研修に参加させたりというものについて今のところはありません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 承知しました。

それと、この今行われている木育とか森林環境教育の効果と云えばいいのでしょうかね、子供たちの影響を村の方ではどのように考えているか伺います。森林環境教育には子供たちの心や体の健康、それから学力、集中力、創造力に与える影響、それから林業、環境問題への意識向上などが言われています。生徒が実際に村の森林環境教育を通じて、何を感じて何を学んでいるのか、子供たちのどんなところが育まれているのか、村はどのように把握しているのかお伺いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） お答えします。

小学校の中でも、答弁にありましたとおり、緑の少年団にも参加されている子供たちもおりますので、その子供たちからの研修ということで、そこに参加した団員からの声として多くあるのは、自然の中で様々な体験ができて、楽しかったですとか、実際に植樹をした木がこれからどれだけ大きくなるのか、成長するのか楽しみですとか、あとこれは1つの例でありますけれども、一緒に皆さんで植えた、団で定植したそのプランターを村内福祉施設に届けたときに、その利用者さんに非常に喜んでもらったという、それでうれしかったなどという、そんな話を緑の少年団の指導員のほうからは聞いております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 今は緑の少年団参加者の声ということでしたけれども、あとこれも学校教育ではないですけれども、100キロウオークなどでも、5日間でしたっけ、もう毎晩振り返りするんですよ。何かそういった感じで子供たちが学んだこと、感じたことを言葉にして振り返る、それはすごく大事だと思いますし、学校教育においても、計画、それから実行、効果、検証、振り返りですか、それからまたその計画を改善していくという、そういう積み重ねが教育においても大事だと思いますので、それと森林環境教育と関川をつなぐプロジェクトの関係についてお伺いしたいのですけれども、学校教育の……。

○議長（小澤 仁君） 川崎さん、通告はありました。

○3番（川崎哲也君） 通告にはないのですが、ちょっと森林組合さんの活動が学校森林教育の中にも入っているということで、つなぐ……。

○議長（小澤 仁君） 森林組合の活動が学校教育に入っているという答弁はないですよ。

○3番（川崎哲也君） ありますけれども……。中学校では総合的な学習の中で未来のハローワーク、

村の森林組合の方から。

○議長（小澤 仁君） なるほど。分かりました。どうぞ続けください。

○3番（川崎哲也君） 緑の少年団や未来のハローワーク、それから技術家庭科における木育、森林環境教育についても行っていることで、そこに森林組合さんも協力してもらっているようですが、今年発足したつなぐプロジェクト、これは森林組合さんに加えて、農林課や製材業、工務店さんもいろいろ参加しているようではけれども、今後この学校での木育、森林教育も、このつなぐプロジェクトと連携して何か行っていく計画はあるでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） また学校の方の直接ではない、学校というか、学校から参加されている少年団の活動としてちょっとお答えさせていただきますが、今後の共同の予定ですけれども、この秋には、緑の少年団の3地区交流会というのが今回関川村が当番で村で行われますので、そのときにそのつなぐのプロジェクトメンバーであります実際の建築業の方から講話をいただくという予定は聞いております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。

続いて、2点目、村内の保育園や学校における村産材の活用事例についてですが、保育園や学校でも村産材が使われているということですが、その木材からさらに木育につながるような何か活動は行われているでしょうか。木材の生産者や、それから床とか廊下を手がけたその職人さんたちの話を聞くとか、山を見に行くとか、そういったことは、木育活動はされているでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） お答えします。

村内の保育園、学校における村産材が多く使われているということで、そこでの子供たちの様子ですとか、教職員を通じて話は聞いておまして、すごくそういったものに触れることで、すごく環境教育につながっている、木育、環境教育には非常にいいという話はお聞きしておりますし、そこから発展した今ほどの話につなげていこうというのは、これからまた検討していきたいと思っています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 例えば学校給食の食育で言えば、子供たちが食材を通じてその生産者に会ったり話を聞いたりして、その食に関わる人たちに思いをはせるということができていますので、その木材を通して、木の生産者であったり職人さんにつながることを木育になると思いますので、こちらの方もよろしくお願いします。

あと、森林教育と教育移住について、最後の3つ目の質問に関する答弁でしたけれども、ふるさ

と学習の活動が小中学校連続して系統的学びになるよう、担当者と検討し始めたという答弁がありました。すみません、この担当者というのはどういった方々で、その小中連続した系統的学び、これまでとどう違う活動を考えているのか教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） ありがとうございます。

まず、1点目の質問の担当者でございますが、今年教育課に教育指導員として新たにおいでいただいた方を中心に進めています。

それから、2点目の具体的な中身でありますけれども、それぞれの小学校、中学校は、総合的な学習の時間、ばらばらでやってきたわけであります。内容も重複するところがありますし、さらに発展させる必要も、中学校の段階に行けば発展させる内容が当然出てくるわけなので、ふるさと学習、地域をよく知ると、学ぶというところを中軸に置きながら、防災、福祉、キャリア、内容を組み込んで、連続性のある小中学校一体のカリキュラム一覧を作成して、それを基に教職員共同して取り組むという内容を考えております。その中において、当然、村の地域的特色である木育に関わる内容、森林保全の内容を盛り込めると、関連づけていくということになるろうかと思えます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） では、担当者というのは教育課の方々ということですかね。今年から地域おこし協力隊として活動されている人の1人で大工さんがいまして、あと木工品の製作に関わっている人がいます。村内2か所のツリーハウスを建てた方です。その方はもともと子供たちの学びの場、それから遊びの、学びの体験の場としての森林整備をやってこられた方ですので、ぜひその方もこの小中学校ふるさと学習の在り方検討の場にぜひ加えていただけたらと思います。

それから、最後になります。村の教育の在り方が移住や交流拡大の呼び水になるとの答弁、教育長がそのように考えてくれていることは非常にありがたいことです。最初にも述べましたけれども、教育のデジタル化がもうどんどん進んで、日本中どこにいても同じような教育環境で、世界中の知識、情報が幾らでも入る中で、地域特性を生かした特徴ある幼児教育、学校教育、特に自然の中で体験を重視した教育を求める若い世代が多いと聞きます。

現代の子供の不登校であったり、発達障害の増加、それは自然欠乏症であると言われてます。20代、30代の子育て世代の方々の約5割は、教育とか子育てだけの点でいえば、田舎で自然の中で子育て、教育をしたいという調査結果もあります。

そういったことを踏まえて、地域の特性を踏まえた教育を通じて、特に関川村は面積の9割近くが森林を占める村ですので、木育、森林環境を充実させて、村の移住、交流人口を増やすことは可能性は大きいと思うのですが、どうでしょうかね。あと、人材もそろっていると思います。

○議長（小澤 仁君） 一問一答でお願いできますか。

○3番（川崎哲也君） 具体的な取組、検討いただけないでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） ありがとうございます。学校教育の活動は、移住や交流人口の拡大そのものを目的としているというものではございません。しかしながら、村のふるさとのよさ、それから魅力、これらを多面的に捉えて、森林も含めてしっかりと学んで、そしてそれらを、その成果を保護者や教職員と共有しながら発信していくということは極めて大切なのかなというふうに捉えています。と同時に、この豊かな価値ある体験の活動を学校のみならず家庭や地域社会全体で積み上げていくこと、それが結果としていい教育をしているなということになれば、そこで住もう、あるいはそこに行ってまた人と関わろうということになろうかと思っておりますので、そういう取組をまた念頭に置きながら働きかけてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。今回の木育、森林環境教育の質問のきっかけとなった教育委員長だよりにある、童話作家、宮沢賢治氏の虔十公園林、100年先を見据えた地域づくりというか、社会づくり、その大切さが描かれている本なのですが、100年見据えた地域づくり、教育も人づくり、社会づくりと言われております。国家百年の計とも言われております。そういったことをぜひ今回、教育長のその発信、教育委員長だよりがすごく影響力があると思っておりますので、この木育、森林環境教育のこのやり取りをまたぜひ発信していただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） ありがとうございます。それぞれの教育活動の皆さん方のご協力をいただいている姿とか、そういった取組の様子、子供たちの頑張りがより広く大勢の方々に伝わるように努めてまいります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 以上で大枠1つ目、木育、森林環境環境教育についての質問を終わります。

○議長（小澤 仁君） 2つ目の質問を許可します。

○3番（川崎哲也君） 大枠2つ目の質問です。インバウンド観光の取組と今後の計画について伺います。

令和6年度インバウンド（訪日外国人観光客）は約3,700万人、訪日客による消費額8.1兆円と、いずれも過去最高を記録し、さらに政府は2030年には訪日客6,000万人、消費額15兆円を目指し、インバウンド需要の拡大を図る中、地方経済の活性化のため、自治体や民間企業などインバウンド事業の取組の支援を行っています。

村でもインバウンド事業を取り込み、村の観光振興、経済活性化を図ることを今年度の施政方針及び観光振興計画において述べています。今後、インバウンド誘客と受入れ体制の整備を図っていくとのことですが、以下3点を伺います。

①今後の誘客及び受入れ体制整備の具体的な内容とその実施計画は。

②インバウンド事業の計画実施主体は誰か。

③インバウンド観光による村や住民への影響を地域住民に理解してもらうことが重要と考えるが、村の考えは。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） まず、受入れ体制や具体的な内容についてでございます。

先ほど加藤議員のご質問にも触れておりますけれども、村ではインバウンド対策を進めるため、今年度から地域活性化事業、起業人を採用したところであります。現在は、旅行者が村に滞在していただく際の体験メニューの検討を始めていただいている段階であり、受入れ体制を含め具体的な内容は今後詰めることとなります。

次に、インバウンド事業の計画実施主体についてのお尋ねでございます。これは当然村が中心となっていくことになると考えています。昨年度策定した観光推進計画にも位置付けているところであり、観光協会や商工会など関係団体とも連携をして取り組んでまいります。

3点目の地域住民に理解していただくことについてですが、議員がご指摘のとおり、地域住民の皆様にご理解いただくことは、インバウンド推進の上で大変重要であり、今後、事業内容が具体的にになってまいりましたら他地域の実績事例も含め、丁寧に説明の上、ご理解・ご協力をいただけるよう努めてまいります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。インバウンド事業の計画についてはこれから検討していくとのこと、また私の前に加藤和泰議員からもインバウンドに関して質問がありましたので、私の方からは、インバウンド事業の内容というよりも、インバウンドに関わる関係者とか住民への周知という観点で再質問というか、お願いになるかもしれませんが、何点か伺っていきたいと思います。

まず、1点目、インバウンド事業はかなり長期的な計画、それから取組、準備が必要で、村内の施設・インフラなどの整備・改善、インバウンドに対応できる人材の確保、それから外国人向けの観光コンテンツ、メニューと言えればいいんですかね、その発掘などが準備も大変ですし、事業者、住民の理解・協力も早い段階で必要だと思うのですが、関係事業者や住民の方々も村のインバウンドについてはまだ知らないという人が結構多いので、インバウンド事業の計画であったり影

響、それから村の考え方、その周知・お知らせ、いつ頃どのように行うのか、もし考えていたら教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今ほどのご質問ですが、インバウンドのこの推進に当たって、どの程度住民に周知するかというところもありますけれども、これから事業を具体的に進めていく中で、先ほど加藤議員の際にも少し答弁させていただきましたけれども、今村内を回っておりまして、それでいろんな体験メニューのコンテンツ開発等を行っております。

その中で、実際受入れを進めるには、宿泊業者もそうですけれども、体験メニューの提供者、また起業人の提案の中に地域住民との交流も含めたいという思いがありますので、そういったところ、地域を回る中で、インバウンド事業を進める中で丁寧に説明していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） それがいつ頃というのは分かりますか。今年度中とか何か。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 先ほど今年度の大まかなスケジュールの中で、体験メニューのコンテンツの詳細を詰めたいというお話をしたかと思うのですが、今年度中、体験メニューのコンテンツ開発に今当たっておりますので、今年度中にできるのであれば、今年度中地域を回って説明のほうを行いたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 続いて、インバウンド観光のメニューについて伺います。こちらもちょうと質問というか、要望になってしまうかもしれませんが。

インバウンドの観光振興という視点に加えて、村の観光美化、それから自然保護という観点も考慮していただきたいです。インバウンドのメニューは、日本人観光客が一般的に訪れるような観光エリアだけではなくて、もともと観光向けではない山とか川、それから田んぼ、畑、それから集落内にある小さな神社・仏閣、特に普通の生活空間といいますか、日常の暮らし、あるいはいわゆる田園風景みたいなのところも観光スポットになってくると思います。

ですので、このインバウンド機会に村内各地の景観美化、それから自然保護を意識していただき、集落内のごみがある場所であったり、やぶとか空き家、それから耕作放棄地とか、手入れのされていない山林、そういった場所の清掃とか整備なども視野に、コンテンツ発掘、それから構築をお願いしたいと思います。

そして、その景観美化、自然保護ということを強調して、地域の特徴を生かしたエコツーリズムとかグリーンツーリズムをコンテンツ化している事例もありますので、そういったことを起業人や

関係者とのミーティングなどで、景観美化と自然保護というのを意識したコンテンツ構築の可能性を話し合っていたきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） こちらも起業人の方から実は提案をいただいております、4月、5月、村内各地区を回っている中で、観光スポットと言われる場所以外に、例えば空き家、それから耕作放棄地なんかも、これは活用できる可能性があるという話の方はいただいております。

具体的な何をするかというところは今後の調整になりますけれども、一応今そういったことで観光資源、有効な資源の1つであると捉えてはおります。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） では、観光美化、自然保護、そういう視点は、意識はあるということで捉えてよろしいでしょうかね。

以上、大枠2つ目、インバウンドについての質問を終わります。

○議長（小澤 仁君） 3つ目の質問を許可します。

○3番（川崎哲也君） 大枠3つ目、職員の仕事の満足度を高め、離職・休職を減らす取組を。

近年、多くの自治体で普通離職者、主に自己都合による退職、の増加が深刻な問題となっております。全国の自治体でも過去10年の離職者数は2.2倍、特に39歳の若手の職員の中では2.9倍と高く人事管理上、人材育成上の問題で重要な課題となっております。

本村においても、職員や外部人材の離職に加え、長期休職、また採用内定者の辞退などによる職員不足が問題になっていると聞いております。職員一人一人の仕事量や精神的負担も増えています。職員不足が続けば、住民サービスの低下も懸念されます。

以上のことを踏まえて、3点伺います。

①村の直近過去3年程度の職員の離職者数は。

②職員の離職の原因をどう捉え、また離職を減らすためにどのような対策をしているか。

③職員満足度調査（E S 調査）を導入する考えはあるか。

以上3点お伺いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） まず、初めに直近の職員の離職者数ですが、令和6年度が5人、令和5年度が4人、令和4年度が3人でした。

次に、離職の原因を減らすための対策ですが、依願退職では、家庭の事情をはじめ転職や病気によるものなど、様々な理由がございます。対策としましては、毎年職員から職員調書を提出してもらい、当該業務の適性などの自己評価に加え異動希望も記載をしてもらい業務分担の見直しや人事

異動に反映をしています。

また、人事評価により自らの業務目標を持ち自己評価を行うとともに、目標や評価に対し所属長との面談を年3回行っています。そのほかに年一度、自身でご自分のストレスをチェックするストレスチェックというのを行っております。その結果により、希望する職員には保健師などとの面談や相談につなげております。このように職員一人一人の適性を把握し、目標を持って業務に当たってもらうことで、職員のやる気につなげ、そして心身のケアを行うことで離職を減らすように努めているところです。

次に、職員満足度調査の導入についてでございます。先ほども申し上げましたとおり、職員調書を職員に提出してもらっておりますが、その中には、仕事の量や難しさ職員や職務に対する興味や適性、職場の人間関係、今の仕事に対する満足度について、5段階で評価をしてもらうとともにその理由を記入してもらっています。また、現在の職務が自分の性格や適性に合っていない場合は、どのような職務であれば適しているかと思うかということについても記入してもらっております。その上で所属長が必要に応じ職員調書に対するヒアリングも行っておりますので、職員の個々の満足度は、一定程度把握をできているものと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。直近3年でまず離職者が12名あるということで、やはり途中退職者がいるということは問題があると思うのですけれども、例えばその方が担当していた業務が滞ったりと、そういう職員退職の場合の業務滞り、これにはどう対応しているのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監（野本 誠君） 人事異動も含めまして、班体制で行っておりますので、その職員のもちろん退職前にはある程度、ある程度といたしましょうか、しっかりと引継ぎをしてもらっておりますし、事務に支障のないように努めているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 今、職員さんは業務過多ではないでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監（野本 誠君） 具体的な数字で示せるようなものでございませぬので、お答えはしかねますけれども、各一人一人の職員が多く事務を抱えているというのは実態でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 例えば離職者が出て、それだけが理由ではないと思いますけれども、業務過多になった場合に業務内容の見直しは行っているのでしょうか。例えばこれは本当に職員がやるべき仕事なのかとか、外部に委託できないかとか、そういった業務内容の見直しと行っていま

すか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監（野本 誠君） 業務の見直しにつきましては常に行っているところでございまして、外部委託も含め、そもそもその事務が今必要なのかどうか、いろいろと全てをできればいいのですけれども、限られた時間と職員の中でありますので、優先順位をつけながら対応しているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。

続いて、途中退職者、離職者数を減らす取組についてなのですが、このことについて所属長との面談とか人事評価などの対応を行っているということなのですけれども、これは令和5年の12月に近 壽太郎議員も同じような質問がありまして、そのときと今回は同じような答弁をいただいております。この対策、所属長との面談であったり、人事評価を通じた職員の働き方の満足度というか、メンタルの把握ということですが、この対策は功を奏しているとお考えでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監（野本 誠君） なるべくその職員の満足度といいましょうか、やりがいを見いだす、あるいは事務に滞りがいいのかどうか、それらをチェックする意味、あるいはその健康状態を知る上で、常日頃全体を見ている課長・班長でございまして、一対一になると新たな本音を言う面もございまして、面談というのは非常に有効であるというふうに考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 承知しました。

あと、すみません、ちょっと業務過多のところにもた戻ってしまうのですけれども、退職した方にお話を聞くと、この10年、最初にもこの10年で途中退職者が2倍になった、3倍になったという話をしたのですけれども、ちょうど10年ぐらい前から地方創生とか地方分権の強化というのが言われて、国からどんどん仕事が自治体に落ちてきて、それが業務の過多になっているんじゃないかと言う人もいます。そこら辺はどうなのでしょう。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監（野本 誠君） 私は例えば昭和62年の入庁ですけれども、当時と比べるとやはりスピード感は随分変わっているのかなという印象があります。前はコピー機ぐらいしかありませんでしたけれども、徐々にファクスが入り、タイプライターが入り、そして今パソコンでメールですので、もう瞬時に仕事ができる代わりに、瞬時に仕事もやってくるというような感じでございます。

それから、デジタルというのとアナログというのが今混在していて、ちょうど過渡期といいましょうか、どちらの対応もしなければいけないというような苦勞もあるのかなと思います。

ただ、職員の時間外勤務が、体に影響を与えるぐらい多いかということ、そんな状況ではありませんので、今現在の仕事の流れ、これは昔と比べても仕方ありませんので、それらは理解しながら、事務量が少なければいいという問題でもございませんので、それらは住民サービス、これが基本ですので、そこが滞ることのないように行っていかなければいけないかなというふうな思いであります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。今のところ何とか業務のところも対応できているという話ですけども、今後5年後、10年後を考えたときに、やはりこの自治体の人手不足というのはどんどん続いていくというか、加速していく可能性もありますので、そこら辺の人材確保の面で何か取組というか、考えていることがありましたら教えてください。これからの人材確保という視点です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 今どこの自治体も、国もそうですけれども、採用したらもうすぐ辞めてしまうという、これもどこも悩みです。これは多分自治体だけじゃなしに企業もそうだと思います。「モーリ」という会社が繁盛するぐらいですから、そういうような若い人たちの昔と違う価値観なのかなとも思います。

その中で、しかも人口がどんどん減少していくことになります。そうしますと、今DXだとか様々な合理化が図られておりますけれども、基本的にエッセンシャルワーカーの方々の働くところが圧倒的にこれから足らなくなってくるという状況になってきます。建設業もそうですし、運輸業もそうですし、そうするとそういう圧倒的に人が少ないところもあって、我々が採用をするにしても、例えば東京の企業を見ても初任給が40万円とか、そういうような企業も現れているわけです。

その中で、どうやって我々はいいい人材を確保するのかということは、もうこれは課題で、私どももそうですし、県の人事当局に聞いても、昔のような採用倍率が多い中から採れるという状況じゃないので、ある程度確保すれば、どういうこれから教育をしていくかという問題になっています。

私としましては、これまではどちらかということ、年に1回退職者が出れば、それに見合う数を求人募集をしようということで行ってございましたけれども、今は通年募集をしている職種もございませぬ。例えば看護師とか今は採用できないところは募集だけじゃなしに、もうずっと募集しているという状況で、そういうようなことも工夫しながら人材確保に努めていきたいなと思っているところです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。民間の方でも人材不足、人手不足が言われている中

で、役所も当然のように人手不足ということですので、限られた人材をこれからどういうふう育成していくのか。地域の人に聞くと、住民サービスが落ちるぐらいであれば、もう役場職員の給料を上げて手厚くしてくれてもいいから、しっかり自治体職員の人たちには満足して働きがいを持って働いて欲しいという要望もありますので、人材育成の面で何かこう、今いる人材をどういうふう育成していくかということをちょっと、どういうふう考えているのか、もし何かあれば教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 人材育成は基本的にはOJTといいますが、それぞれ様々な仕事を経験することによって幅広い知見を得るということ、1つの職種に1つの業務でずっといると考え方がもう固定化してしまいますので、様々な分野の経験を積ませることによって人は育っていくという形がまずは基本かなと思います。

それ以外にも各専門の様々な研修や、あるいは階層別のそれぞれ研修をして、研修に参加をさせておりますけれども、まず、やはり仕事で鍛えるというのが基本かなと思います。

あとは、今たしか何か資格等も取りたければ、あれ、新卒だったかな、職員の資格等についても支援するようなことも考えているし、実施しているところです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 仕事ができる人材育成という面もということかと思いますが、あと日頃のコミュニケーションとかを取って、庁舎の人間関係が常にいい状態であるような、そういう施策もしていただければと思います。

以上で3つ目の質問を終わります。

○議長（小澤 仁君） 休憩します。2時10分まで。

午後2時03分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問、次に4番、近 敬志さん。

○4番（近 敬志君） 4番、近です。通告に従いまして、大枠1つ質問させていただきます。

1、消防団の活性化について。

令和5年度より関川村消防団の組織編成が見直され、成り手不足や負担軽減の観点から基本消防団員数の削減とともに、機能別消防団員数の増員により、大規模災害における防災力の補完を強化する内容となりました。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

①活動実績のない消防団員への参加率を上げる環境づくりはしているのか。

②本年度より消防団員報酬が分団支給から個人支給へ変更になり、分団運営費用が厳しくなるが、分団費支給を増額する考えはあるか。お願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 初めに、消防団員の参加率を上げる取組についてですが、近年、消防団活動は、若年層の減少に伴う団員確保の面からも、勤務形態の多様化等に伴う消防団活動への参加の難しさなど、参加率の面からも課題を抱えております。

このため、消防団では毎年、消防団活動に理解をいただけるよう、必要に応じ団体を通じて雇用主に文書で協力依頼を行っています。

また、このたび団員報酬について、増額するとともに団員報酬を直接個人へ支払うこととしました。このことが、団員の消防団活動への参加意欲の向上につながればと期待をしているところです。

また、消防団の幹部会議におきまして、各分団、各隊の課題を協議しながら参加意欲の低い団員にいかに参加してもらおうかなど、話し合いが行われていると聞いております。

村としましては、今後とも消防団と連携をし、団員の参加率向上に向けて取り組んでまいります。

次に、分団費の増額についてですが、村では、分団ではなく各隊に対して隊運営手当を支給をしております。これについては、令和4年度に1隊当たり4万円から6万円に、さらに今年度は8万円に増額したところであります。このほかポンプ整備手当として、積載車には1台当たり3万円、可搬ポンプには1万5,000円を各隊に支給をしております。

なお、ホースなどの備品類については村で購入して支給をし、積載車等のガソリン代についても村で支払いを行っているところです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） 答弁ありがとうございました。

今の回答の中に、幹部会議で参加意欲の低い団員にいかに参加してもらおうか話し合いが行われてますという回答がありましたけれども、具体的にこういう案が出てきましたとか、実際こういうふうにしていこうと考えていますとか、何か具体策、出てきていますでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監（野本 誠君） 私が聞いている範囲では、やはり声をかけ合う、それに尽きるなというようなお話だったというふうに聞いております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） ありがとうございます。2つの面があると思うのです。参加率もアップさせるそもそも意欲の低い人たちもいれば、出たくても出られない仕事があって用事があって出られない人もあると思うんですね。参加率を上げると考えたときに2つの面があると考えます。1つは、

報酬の面それから実際の活動の面の2つ大きく分けられると思うんですね。

先ほど答弁の中で、分団支給から個人支給になりましたと、これが意欲の1つになるというふう
に答弁がありましたが、もう一つ、実際訓練に出たときそれから火災、災害、出たときの費用弁償、
弁償費用があるんですね。何年か前に少しアップしたのですけれども、具体的には、条例で火災等、
本部の指示により出勤、出動1回につき2,500円、それから訓練に出ると1回につき1,400円と出て
いますけれども、また見直すような考えは今のところあるか教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監（野本 誠君） 現在は見直す予定はございません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） 前は1,400円から2,500円にアップして、それから訓練が800円から1,400円に
アップしたけれども、アップ幅がちょっと少ないなと思っていたのです。物価も上がっていますし、
それから実際、出動になったときに村外からの勤務地から村内に向かう人が多いんですね。そうい
うときに、雇用主さんの方でお願いしますという案内は、希望者に配っているのですけれども、会
社によってはじゃあ今日は早上がりだったり、今日はその分見るよと言ったり、対応はまちまちだ
と思うのです。そういうところから見ても、報酬面でもう少し上げてもいいんじゃないかなと思う
のですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 先ほど考えはないという答弁でしたけれども、もう一度聞きますか。（「も
う一度」の声あり）答弁を求めます。政策監。

○政策監（野本 誠君） 費用弁償などにつきましては、近隣の状況を見まして近年上げたところで
ございますし、報酬についても国の趣旨に則って上げたところでございますので、今のところはさ
らに増額というのは考えておりませんが、なお、状況を見て検討していきたいと思えます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） ありがとうございます。さっき2つの面と言いましたけれども、この活動面
についてお伺いしたいのですけれども、参加意欲の低い人というのは、日々の活動の中に毎年行わ
れる小型ポンプ操法競技会、これに出たくない、その負担が大きい、特に練習の負担が大きいか
らというのも要因の1つと思うのです。

前から、今年に関してはなかなか人が高齢化し、集まらなくて2つの分団が1チームとしてつく
って、各隊から代表チームとして1チームつくるなんていうことで負担軽減をするような取組が行
われています。

今後、例えば村として操法、もう一つあるのですけれども、操法をやるにしても、もっと負担軽
減の観点からいくと、郡市大会に向けて村で1つのチームで選抜して、より負担を軽減させるなん
ていう考えはないでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監（野本 誠君） 今の関係につきましては、消防団の中でまた話合いをしていただきたいと思いますけれども、やはりチームを1つ出すことには意義がありますが、その練習過程にも大きな意義がありますので、そこは難しくて、多くの人が参加できるということは、多くの人が練習できるということは、操法のまさに操作が分かるわけですから、そこはちょっとよく検討が必要かなというふうに思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） ありがとうございます。

もう一つ、競技会についてですけれども、競技会になると、実際ポンプを作動するのは、選手に1番員、2番員、3番員、4番員なんですね。実際の現場、災害が起きたときに、特に火災ですけれども、誰がポンプを稼働させるとか、誰が筒先を持つかというのは、その状況によって全くばらばらだと思っただけですね。

そこで、1つお伺いしたいのが、特にその競技会をやめろという話ではなくて、1つ案として、毎年秋の演習のときに火災の想定をした訓練があるのですけれども、あの形だと、実際現場を想定して行うということなので、誰が筒先を持つだとか、複数加点があってもいいわけですね、操法で。そういう実践的な形の機会をもっと増やしていくといわゆるポンプ操法競技会に代わる新たな新しい訓練の方法になるかと思うのですけれども、いかにお考えでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監（野本 誠君） 訓練の方法は、いろいろとあると思いますので、議員ご提案のこともありますでしょうし、そこは消防団の中でその訓練の在り方を考えてもらっていますので、また村とも連携をしてよりよい方向に導いていければいいかなというふうに思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） ありがとうございます。ちょっと分かりにくい質問だったと思うのですけれども、お答えいただきましてありがとうございました。

普段活動する団員の中にも、活動課題を感じながら、またその組織の中にいると声を出しにくいという状況ももしかしたらあるかもしれないですね。会議なりで各分団、各隊の課題を出し合ってもらって、月1回会議、隊長の会議をしているのですけれども、なかなか言えない団員ももしかしたらいるかもしれないですね。

それで、ひとつアンケートを無記名で実施するなりして、もう少し広く団員の声を聞いた上で、今後いい方向に向かうような形もつくれる1つの方策だと思うのですけれども、いかにお考えでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監（野本 誠君） そのアンケートというのが、今私の中では何を目的とするのかちょっと分からないのですが、そこも消防団、月に1回ペースで幹部会議を開いていますので、そういったところをもんでいただければいいかなというふうに思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） ありがとうございます。消防団の中には、第4分団、機能別消防団員があります。新しく65人だったのが組織改正で165人になりました。令和4年の災害のときに65名だったのが一気に増えたわけですが、当時、災害のときも炊き出しはしたけれども、運搬する人がいないという状況の課題がありましたが、新しく再編して165人、この人の役割とか、どれぐらい参加を見越しているとかというのは、どういうお考えであるか教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監（野本 誠君） 令和4年のときにも活動いただいて、ただ、その後、いろいろ村も反省がありますし、4分団の方でも反省点を出していただいたというふうに思っております。

その後、人数が増えて、まずは連絡体制をどうするのか、それから活動をどうするのかというのを話し合っていると思いますので、その中で今後、何かあれば実践的に活動できるようにご検討いただいているというふうに認識しております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） ありがとうございます。

炊き出し、実際大災害があったときに、支援部隊で、後方部隊で炊き出しなり後方支援をやるのですが、参加率の低い1つの原因には、炊き出し、もう一つ無線訓練というものもあるのですが、炊き出しをやるのだから別に行かなくていいやという人も実際にいるんですね。例えば毎年防災訓練を行うことになりまして、そこで炊き出しを行いますけれども、実際の災害の現場で、炊き出し先を想定した訓練をするのも1つだと思っておりますけれども、そうすると炊き出しした後に今度運搬する積載車、何人運転するか、どこへ向かうか、配膳、そこに人数を割かなくちゃいけないので、当時、令和4年よりももっと多くの人数が必要になってくると思うんですね。実際その訓練の中に組み込んでいくというお考えがあるかどうか教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監（野本 誠君） 毎年行っている防災訓練のときに、4分団の皆さんともどういう訓練をしますかという話をしております。その中で、やはり机上では想像がつかないことが現場で起きると思いますので、訓練に生かすべきだと思いますし、今後、その辺は4分団でもしっかりと協議いただきたいというふうに思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） ありがとうございます。

②番なのですけれども、分団費の支給についてでございます。答弁の方では、各隊の手当を拡充したというお答えでございました。毎年、各隊の隊長の方から要望書というのを防災担当に提出していると思うのですけれども、その中で備品の面について、この辺は十分足りているといわゆる要望を受け入れているかどうか教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監（野本 誠君） 具体的な備品、細かなところまでは承知しておりませんが、幹部で施設回りを行って、どういった施設にして欲しいであるとか、備品が欲しいという要望を頂戴しているところでございます。その中では、細々としたものはほとんど希望に沿えているのかなというふうに認識しております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） ありがとうございます。何年か隊長をやっているときに、要望を出してそのときは却下されたのですけれども、円盤型のディスクストレーナーってありますね。給水管の先の部分なのですけれども、当時は五、六万円したんですね。気になってこの前調べたら、10万円以上したんですね。随分物価が上がってきたと思いました。なかなかその分団の中から出すというのは大変なので、村の方も十分購入の検討をしていただきまして、費用対効果が高くなるような運営の手助けになるように期待しながら、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（小澤 仁君） これで一般質問を終わります。

日程第5、報告第1号 令和6年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について

○議長（小澤 仁君） 日程第5、報告第1号 令和6年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第1号は、令和6年度の関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告についてです。

これは、令和6年度予算のうち令和7年度に繰り越して執行するものを地方自治法に基づき報告するものでございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、平田 広さん。

○9番（平田 広君） 今まで一番上の一般管理費29万円とか、こういう村有財産管理費630万円、皆一般財源ですけれども、こういうのは今までなかったような気がするのだけれども、今回、6年度でできなくて繰り越した理由はどういうことなのでしょう。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監（野本 誠君） 例えば具体的に言いますと、一番上の29万円というのは訴訟の関係でございまして、調停対応の弁護士の委託料でございまして、年度がまたがっている関係で繰り越しているものでございます。

それから、村有財産管理費630万円につきましては、脱炭素推進センターの施設の外壁の補修工事ですけれども、令和6年度、実施できなくて、7年度に繰越しをさせていただくというようなものでございます。

以下、3月補正にて説明した内容でございます。

なお、一番下の10の災害復旧費、ここだけが金額200万円減額しておりますけれども、これは中東の農業用水路の関係ですが、測量調査が6年度に一部終わった関係で200万円減額して繰り越すということでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第6、報告第2号 専決処分の報告について（関川村税条例の一部を改正する条例）

○議長（小澤 仁君） 日程第6、報告第2号 専決処分の報告について（関川村税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第2号は、関川村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告です。

この改正は、地方税法等の一部改正に伴い、村の条例を改正するものでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条2項の規定により報告いたします。

詳細について、住民税務課長から説明させます。

○議長（小澤 仁君） 住民税務課長。

○住民税務課長（渡辺一洋君） それでは、説明いたします。

初めに、この報告第2号 関川村税条例の一部を改正する条例につきましては、誤りがあり訂正させていただきました。申し訳ございませんでした。

訂正につきましては、本日お配りした報告第2号の正誤表をご覧くださいと思います。

このたびの訂正は3か所ありまして、1か所目、51条の2第1号の4行目の後半になりますけれ

ども、同条第15項に下線が引かれておりませんでしたので下線を加えました。

2か所目は、51条の2第1号及び第2号を全体的に1字空けて右側に寄せました。

3か所目は、第78条第2項第3号から第6号までを2か所目と同様に1字空けて右側に寄せ訂正いたしました。

正誤表の説明については以上でございます。

それでは、新旧対照表の方をご覧ください。

この改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたものについて、村の条例を改正したものでございます。

第25条の2、第51条の2、5ページの126条の3につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、項ずれが生じたため改正するものです。

次に、2ページからでございます。

第70条、第78条、第79条につきましては、軽自動車税に関する改正であり、第70条は、原動機付自転車のうち、「二輪のもので、総排気量が125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの、年額2,000円」を追加いたしました。

第78条は、第25条の2項と同じ項ずれの改正のほか、軽自動車税種別割の減免申請の記載事項等の追加に伴う改正をしております。

4ページです。

第79条は、道路交通法の改正に伴うもので、免許情報記録個人番号カード、いわゆるマイナ免許証ですが、このマイナ免許証の運用開始に伴う改正をしたものでございます。

次に、6ページの附則第9条の3につきましては、マンション管理の適正化の推進に関する法律改正に伴い、特定マンションに関わるところについて、申告書の提出がない場合であっても、一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用できるという規定が新設され、村条例に第14項として追加したものでございます。また、この追加に伴いまして、項ずれを改めました。

以上で説明を終わります。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。3番、川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） 3番、川崎です。

6ページ、お願いします。

最後、説明のあった9条14ですけれども、この特定マンション、村内でいうと、どういうところを想定しているのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。住民税務課長。

○住民税務課長（渡辺一洋君） 手持ちに詳しい資料はないのですが、村には特定マンション

というものはないと承知しております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第7、報告第3号 専決処分の報告について（関川村入湯税条例の一部を改正する条例）

○議長（小澤 仁君） 日程第7、報告第3号 専決処分の報告について（関川村入湯税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第3号は、関川村入湯税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告です。

この改正は、地方税法等の一部改正に伴い、村の条例を改正するものです。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告します。

詳細について、住民税務課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 住民税務課長。

○住民税務課長（渡辺一洋君） それでは、関川村入湯税条例の一部を改正する条例につきまして説明いたします。

この改正も、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたものについて、村の条例を改正したものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

改正内容は、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第8、報告第4号 専決処分の報告について（関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（小澤 仁君） 日程第8、報告第4号 専決処分の報告について（関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第4号は、関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告です。

この改正は、地方税法等の一部改正に伴い、村の条例を改正するものです。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条2項の規定により報告します。

詳細については、住民税務課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 住民税務課長。

○住民税務課長（渡辺一洋君） それでは、説明いたします。

この報告第4号についても、最初に正誤表をご覧いただきたいと思います。

訂正箇所は、第11条第1号及び第2号を全体的に1字空けて右側に寄せたものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

この改正についても、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたものについて、村の国民健康保険税条例の課税限度額の引上げ及び軽減に関わる所得判定基準を改正したものでございます。

新旧対照表の1ページです。

第3条につきましては、国民健康保険税の課税額の基礎賦課分の賦課限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等賦課額に関わる限度額を24万円から26万円に引き上げるものでございます。これは、高所得者層の上限負担を引き上げることで中間所得層の負担を軽減する改正で、高所得者層にはより多くの負担を求めることとなりますが、中間所得層に配慮した保険税の設定がしやすくなるというものでございます。

次に、第11条の改正です。2ページをご覧ください。

第2号は、低所得者の5割軽減、第3号は、低所得者の2割軽減を規定をしております。低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別均等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を54万5,000円から56万円に引き上げるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第9、報告第5号 専決処分の報告について(令和6年度関川村一般会計補正予算(第14号))

○議長(小澤 仁君) 日程第9、報告第5号 専決処分の報告について(令和6年度関川村一般会計補正予算(第14号))を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 報告第5号は、令和6年度関川村一般会計補正予算(第14号)の専決処分報告です。

これは、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

具体的な内容について、政策監に説明させます。

○議長(小澤 仁君) 政策監。

○政策監(野本 誠君) それでは、説明させていただきます。

第14号の補正予算でございます。

第1条が歳入歳出予算の補正です。6,890万円を追加し、予算総額60億5,670万円とする。

第2条が繰越明許費の補正でございます。7年3月31日付であります。

8ページをご覧ください。

初めに、第2表繰越明許費補正です。先ほど報告第1号にも出ておりましたが、農業用水路の関係で200万円減額補正であります。

それから、9ページ、お願いいたします。

歳入です。

決算を迎えるに当たりまして、令和6年度最後の補正です。事業費の財源の確定または実績に基づいて補正したものでございます。

主立ったものを説明させていただきます。12ページ、お願いいたします。

10款地方交付税です。普通地方交付税で1億7,184万4,000円の増ということになりました。これは、当初予算にて予算割れがないように堅く見積もっていたこと、それから国の経済対策で給与の改定費、あるいは臨時経済対策費として多く交付されたというのが主な原因でございます。それから、併せて臨時財政対策債の償還金分が、令和7年度、8年度分の前倒し交付もございました。

それが1,600万円ほどでございましたが、これも含まれております。

特別地方交付税につきましては、1億2,718万3,000円の増ということになります。令和4年債の関係で3,500万円ほど含まれておりますし、そのほか大雪などによる非ルール分として9,000万円ほど上乗せされましたので、こういった金額が増額ということになりました。

15ページ、お願いいたします。

2項の国庫補助金です。土木費で臨時道路除雪事業国庫補助金1,000万円、大雪の関係での交付でございます。

続いて、18ページ、お願いいたします。

17款の寄附金です。一般寄附金10万円、荒川鮭有効利用調査委員会から頂戴したものであります。それから、ふるさと応援指定寄附金、ふるさと納税でございますが、実績見込みによる補正ということであります。なお、実績といたしましては6,234万3,000円、これが頂戴した金額です。

19ページ、お願いいたします。

18款の繰入金です。財政調整基金繰入金マイナスの1億9,308万5,000円。決算ベースでは財調を崩すことなく決算できることになりました。それから、村づくり総合対策基金の繰入れはマイナスの2,921万円です。決算ベースでは330万円の取崩しに終わるということになります。

22ページ、お願いいたします。

22ページから歳出でございます。ここもほとんどが減額補正でございますけれども、一部増額もございます。

23ページでございますが、積立基金ということで、村債管理基金に3,100万円、庁舎管理基金に1億円、それぞれ積立てをいたします。

それから、24ページですけれども、ふるさと応援基金が6,299万9,000円の積立て、予算上でございますが計上してございます。それから、村づくり総合対策基金は7,000万円でございます。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、平田 広さん。

○9番（平田 広君） 9番、平田です。

18ページ、一番下のふるさと応援指定寄附金ですか、6,299万9,000円ありますけれども、去年よりも大分増えてはいるのですけれども、新聞にも、どこの市町村もそのふるさと納税、米の関係、出ていましたけれども、関川村の場合どんなふうな格好でしょう。教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。課長、発言は許可を得てからお願いします。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） ふるさと納税、米に関する寄附額ということでよろしいでしょうか。寄附額のうち約4割がお米の返礼品になっております。今、私、手元にちょっと資料がありません

けれども、たしか2,400、500万円程度だったかと思います。

○議長（小澤 仁君） 説明員の方は、趣旨確認はお控えください。

質疑を続けます。質疑ありませんか。9番、平田さん。

○9番（平田 広君） それで、よそはいっぱい米ね、関川村も同じだと思うけれども、申込みはあるけれども対応できないという状況で、今年度はもう無理だけれども来年度の米ということで、この秋以降、対応しますよというのがあったようですけども、関川村はそういうのはありますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 昨年度までは、村内農家の皆さんからふるさと納税の返礼用米の提供をいただいておりますが、昨年12月のこの書き入れ時で、米がもうほぼ尽きてしまったという現状もあります。

一応今年からは、今まで協力いただいた農家さん、そこからまた新たに別途JAさん、あとそれから環境配慮に取り組んでいるお米の確保ということで、今のところですけども、昨年よりは3倍程度、3倍以上ですかね、確保の見込み、立っております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 平田議員、専決処分の議案でございますので、この辺ぎりぎりかと思っておりますのでご注意くださいと思います。

そのほか質疑お願いします。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第10、報告第6号 専決処分の報告について（令和6年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））

○議長（小澤 仁君） 日程第10、報告第6号 専決処分の報告について（令和6年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第6号は、令和6年度関川村高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告です。

これは、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告をします。

具体的な内容につきまして、健康福祉課長より説明をさせます。

○議長（小澤 仁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） それでは、専決第6号 令和6年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

歳入歳出それぞれ70万円を追加しまして、総額を歳入歳出のそれぞれ8,120万円とするものでございます。

内容といたしましては、広域連合の方での保険料が、上げたということによります収入増に伴いまして、それに伴うバランスということで支出額、交付納付金の方をそれぞれ70万円ずつ上げたというところでございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第11、報告第7号 専決処分の報告について（令和6年度関川村有温泉特別会計補正予算（第3号））

○議長（小澤 仁君） 日程第11、報告第7号 専決処分の報告について（令和6年度関川村有温泉特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第7号は、令和6年度関川村有温泉特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告です。

これは、地方自治法第180条第1項の規定により専決をしました。

具体的な内容につきまして、地域政策課長に説明をさせます。

○議長（小澤 仁君） 地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 令和6年度関川村有温泉特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ150万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,230万円とするものです。

まず、歳出から説明します。706ページをご覧ください。

歳出については、不用額を減額したものです。

内容としまして、温泉施設管理費の需用費及び備品購入費、合わせて69万円を減額しております。また、温泉施設整備費の工事請負費81万円を減額しております。

次に、704ページをご覧ください。

歳入については、温泉使用料37万9,000円の減額、前年度繰越金として267万6,000円の増額、また一般会計繰入金379万7,000円を減額しております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第12、報告第8号 公益財団法人 関川村自然環境管理公社の経営状況報告について

○議長（小澤 仁君） 日程第12、報告第8号 公益財団法人 関川村自然環境管理公社の経営状況報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第8号は、公益財団法人 関川村自然環境管理公社の経営状況の報告についてです。

例年のとおり、関川村自然環境管理公社から関係書類が村長宛てに提出されましたので、その関係書類をもって報告するものです。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、平田 広さん。

○9番（平田 広君） 9番、平田です。ちょっと教えてください。

4ページなのですが、（6）の関川村産直ネットとありますが、これ、米だと聞いたのですけれども、ネットでもって米を売っている、ネットで申込みがあったら送ると。ここに申し込んでもらうより、かえってふるさと納税で寄附してもらう方がいいような気がするのですけれども、だぶって米をやっているのですが、いかがなのでしょう。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監（野本 誠君） ご指摘のとおりでございます。産直ネットを何年か行ってまいりましたが、なかなかもうけにつながらないという点もございまして、おっしゃるとおり、ふるさと納税に誘導した方がいいんじゃないかということで、6年度は実施しましたが、令和7年度から産直ネットは一旦取りやめという予定にしております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第13、議案第43号 関川村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長(小澤 仁君) 日程第13、議案第43号 関川村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第43号は、関川村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例です。

これは、学校薬剤師の処遇改善のため報酬額を引き上げることとし、条例の一部を改正するものです。

詳細は政策監に説明させます。

○議長(小澤 仁君) 政策監。

○政策監(野本 誠君) それでは、説明をさせていただきます。

今回の改正、大きく2つございます。

まず、1ページ目でございますが、学校薬剤師の年額の報酬額でございます。1万5,000円を増額して6万5,000円に改正するものというものです。近隣の市に合わせるということでございます。

それから、2ページ目ですけれども、2ページ、3ページ目は、選挙管理委員会の関係でございます。この改正の背景といたしましては、国の法律であります国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正が6月に行われました。この法律では、投票所や開票所の経費、事務費などの基準額を規定しております。この改正に合わせて村の条例を整理し改正するものでございます。

なお、新旧対照表の改正後のただし書の部分でございますが、これは、投票時間を繰り上げたときには時間割で計算するという旨の規定でございます。村では通常午後6時で投票所を閉めております。そういったことを考えますと、今回の改正の金額でございますが、792円から3,000円の増額ということになります。

説明は以上でございます。

○議長(小澤 仁君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第43号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第43号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第44号 関川村税条例の一部を改正する条例

○議長（小澤 仁君） 日程第14、議案第44号 関川村税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第44号は、関川村税条例の一部を改正する条例です。

これは、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、村の条例を改正するものです。

詳細につきまして、住民税務課長に説明をさせます。

○議長（小澤 仁君） 住民税務課長。

○住民税務課長（渡辺一洋君） それでは、説明いたします。

この改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布せられたことを受け、村の条例を改正するものでございます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

初めに、関川村税条例の一部を改正する条例、第1条についてです。22条の2は、所得から控除すべき金額について特定親族特別控除額が新たに創設され、追加するものでございます。これは、令和7年度の税制改正で新たに創設される所得控除制度で、主に大学生の年代、19歳以上23歳未満の子供を持つ親の税負担を軽減するものです。

次に、第25条の2は、特定親族特別控除の創設に伴い、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に関わる改正をするものでございます。

次に、25条の3の2の改正については、個人の村民税に関わる給与所得者の扶養親族等申告書に特定親族が追加されることに伴い、第3号を改正するものです。

次に、第25条の3の3の改正につきましては、特定親族特別控除の創設により、公的年金等受給者の扶養親族等申告に関わる提出義務規定等の改正に伴うものでございます。

続きまして、5ページ、お願いします。

関川村税条例の一部を改正する条例、第2条についてです。

15条の2の2は、加熱式たばこに関わる村のたばこ税の課税標準の特例を新設したものでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。

関川村税条例の一部を改正する条例、第3条についてです。

第7条公示送達は、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正でございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

関川村税条例の一部を改正する条例、第4条についてです。

第22条の7寄附金税額控除ですが、これは公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しに伴う改正でございます。

次に、附則でございます。

第1条の規定は、令和8年1月1日から施行するものであります。

第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

第3条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行するというものであり、具体的には、この施行日について公示送達の改正に関する施行日を示しており、公示送達についてインターネットで閲覧することができる措置を取ることとする改正が、附則第1条第12号に掲げられている規定の一部として施行されるものでございます。

続きまして、第4条の規定は、公益信託に関する法律の施行の属する年の翌年の1月1日から施行するものであります。

以上で説明終わります。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第44号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会

付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第44号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

休憩します。15時15分まで。

午後3時04分 休 憩

午後3時15分 再 開

○議長(小澤 仁君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第15、議案第45号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長(小澤 仁君) 日程第15、議案第45号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第45号は、関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。

これは、国民健康保険事業の健全な運営を図るため保険税率等の見直しをすることとし、村の条例を改正するものです。

詳細につきまして、住民税務課長に説明をさせます。

○議長(小澤 仁君) 住民税務課長。

○住民税務課長(渡辺一洋君) それでは、説明いたします。

今日お配りした緑色の紙の方、補足資料の方をお願いします。

関川村国民健康保険税率の改正についてです。

1、改正の趣旨と必要性です。

国民健康保険制度は、病気やけがの際に医療費の負担を軽減してくれる大切な制度であり、国保

事業の安定的な運営を実施していくためには、財源の確保が不可欠です。

村の国保財政の運営状況は、高齢化や医療技術の高度化などによる医療費の増加に加え、国保加入者の減少や所得構造の変化などもあり、国保税収では賄えない状況となっております。そのため、国保財政調整基金や前年度繰越金を活用し、できる限り被保険者の負担増にならないよう運営してまいりました。

しかしながら、基金残高は減少傾向にあり、このままでは加入者の医療を支える国保財政の運営に支障が出るのが予想されるため、国保税率等の改正を行い、必要財源を確保するものでございます。

2の改正内容でございます。

国民健康保険税は、国保加入している人全員から負担し医療費などに充てられる基礎課税分、医療費分ともいいます。国保加入している人全員が負担し後期高齢者医療費制度に充てられる後期高齢者支援金分、国保加入している40歳から60歳までの人が負担し介護保険制度に充てられる介護分の3つの区分で構成されており、今回は、医療費分、後期高齢者支援金分の所得割と均等割の改正をするものでございます。

基礎課税分、医療費分については、所得割を6%から0.2%引き上げ、6.20%といたします。均等割額を1万8,000円から3,000円引き上げ、2万1,000円といたします。後期高齢者支援金分は、所得割率を2.8%から0.1%引き上げ、2.9%といたします。均等割額を1万2,000円から1,000円引き上げ、1万3,000円といたします。介護分については、変更はございません。

次に、3、税率改正後の世帯イメージでございます。

この税額は、令和7年3月末時点、6年度賦課の所得情報等のデータを基に試算したものであり、確定の税額ではございません。7年度の国保加入者の国保税の賦課については、7年度賦課の所得情報等を基に算定しますが、住民税賦課前であり、新年度、7年度所得情報での算定ができないため、6年度の所得情報を用いており、あくまでこの参考の数値として記載しております。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

初めに、第4条は、国民健康保険の被保険者に関わる基礎課税額の所得割率を0.2%引き上げ、6.2%とするものであります。

次に、第4条の2、国民健康保険の被保険者に関わる基礎課税分の被保険者均等割額を3,000円引き上げ、2万1,000円とするものでございます。

次に、5条、国民健康保険の被保険者に関わる後期高齢者支援金等課税額の所得割率を0.1%引き上げ、2.9%とするものでございます。

次に、5条の2、国民健康保険の被保険者に関わる後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を1,000円引き上げ、1万3,000円とするものでございます。

次に、第1条、国民健康保険税の減額は所得に応じた軽減となりますが、第1号は低所得者の7割軽減を規定しておりまして、アは第4条の2の均等割額が2万1,000円に改正され7割軽減となりますので、改正後は1万4,700円に改めるものであります。

第1号のウは、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額になりますが、第5条の2の均等割額が1万3,000円に改正され7割軽減となりますので、改正後は9,100円に改めるものであります。

第2号は低所得者の5割軽減を規定しておりまして、アは第4条の2の均等割額が2万1,000円に改正され5割軽減となりますので、1万500円に改めるものであります。

第2号のウは、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額になりますが、第4条の2の均等割額が1万3,000円に改正され5割軽減となりますので、改正後は6,500円に改めるものであります。

第3号は低所得者の2割軽減を規定しておりまして、アは第4条の2の均等割額が2万1,000円に改正され2割軽減となりますので、改正後は、4,200円に改めるものであります。

第3号ウは、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額になりますが、第4条の2の均等割額が1万3,000円に改正され2割軽減となりますので、改正後は2,600円に改めるものであります。

次に、附則でございます。

第1項は、施行期日になっており、この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものでございます。

第2項は適用区分になっており、改正後の規定は令和7年度以降の国民健康保険税について適用し、令和6年度分まではなお従前の例とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。

今説明があったように、緑の紙の方で、6.2%増ということで、高齢化に伴い医療費がだんだん上がってくるというようなことですが、これ、上げた場合、いつぐらいまでこれで維持していけるような感じでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。住民税務課長。

○住民税務課長（渡辺一洋君） この改正によって何年もつかということは、はっきり何年ということとは確約ではないのですけれども、基金の残高によって、税収と基金の残高で調整していきますので、今の基金の残高ではおよそ3年ぐらいはもつであらうと思いますけれども、これが税収の収納率とかそういったものも関係してきますし、また医療費が上がると、その年その年で見直しは必要なのですけれども、いつまでもつということが確約できないというところはあります。なので、毎年見直しは必要になってきます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第45号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第45号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第46号 関川村公共下水道条例の一部を改正する条例

日程第17、議案第47号 関川村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

日程第18、議案第48号 関川村簡易水道事業条例の一部を改正する条例

○議長（小澤 仁君） 日程第16、議案第46号 関川村公共下水道条例の一部を改正する条例から日程第18、議案第48号 関川村簡易水道事業条例の一部を改正する条例まで、以上3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第46号から議案第48号は、上下水道に関する条例の一部を改正する条例です。

これらは、頻発する災害に伴う国からの通知などにより、村の条例を改正するものです。

具体的な内容は建設課長に説明をさせます。

○議長（小澤 仁君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 議案第46号から48号は、近年頻発災害やその他の非常時に排水設備や給

水設備の早期復旧を行うため、国の技術的助言等を踏まえ、村の条例について、他の市町村長が指定した排水設備等指定工事店や水道事業管理者が指定した給水装置工事事業者による設備工事の実施を可能にするためです。

これは、国の通知として、能登半島地震では多くの家屋で排水設備や給水設備が破損したことや工事店が自ら被災したことにより、工事を行う業者が不足し復旧が遅れる事案が発生したため、宅内設備の復旧工事を円滑に実施できるようにするため、条例の一部を改正するものでございます。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑は議案第46号から議案第48号まで一括して行います。質疑はありますか。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。

議案第46号の新旧対照表のところ、8条の第8号「新設等の工事は」とありまして、今回の災害の復旧に関するということですが、災害の復旧というのは原状復旧というのが基本だと思うのですが、新設に載っているということは、何か今回、令和4年の8月に発生した災害、関川村で起きた災害でこういった不備があったということでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） こちらの8条の新設というのは、通常は新設設備工事については指定した者が行うことになっております。ただし書でその災害等が起きた場合や非常時の場合において、村長が他の市町村の指定を受けている業者が入ってきた場合に、円滑に設備工事の実施をできるようにただし書に追加したものでございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） じゃあ、これは災害時に限ってのことということでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） そうですね、はい、災害時に限ってといいますか、災害時やその他非常の場合というのをどの辺まで国の方で規定しているのか分かりませんが、すみませんが、災害時、水害、地震、そちらの方を想定しているというふうに解釈しております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第46号から議案第48号まで3件は、会議規則第39条第3項の規

定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第46号から議案第48号まで3件については、委員会付託を省略します。

これより議案第46号の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

これより議案第47号の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

これより議案第48号の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第49号 令和7年度関川村一般会計補正予算(第1号)

○議長(小澤 仁君) 日程第19、議案第49号 令和7年度関川村一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第49号は、令和7年度関川村一般会計補正予算（第1号）です。これは、職員の人事異動に伴う職員給与費の調整のほか、脱炭素事業の工事費増や国が進めるシステム標準化の期限延期に伴う補正などを行うものです。

なお、県内各市町村でも問題になっております公用車のNHK受信料の未契約の対応についても、今回計上させていただいております。村におきましては、村長車をはじめ公用車6台、マイクロバス2台、スクールバス4台の計12台が未契約でありました。カーナビにおける契約の必要性を認識していなかったことが原因となります。今後は、不要な車両にはカーナビを装着しないことやカーナビが必要な車両であっても受信機のないカーナビを導入するなど、契約台数を減らしていきます。

補正予算の詳細につきましては、政策監に説明をさせます。

○議長（小澤 仁君） 政策監。

○政策監（野本 誠君） 一般会計補正予算（第1号）でございます。

第1条で、歳入歳出予算の補正です。2億8,210万円を追加し、予算総額66億8,510万円とする。

第2条が、地方債の補正でございます。

予算書に入る前に別にお配りしてございます6月補正予算説明資料、1枚もののA4の紙ですが、ご覧いただきたいと思っております。自治体システム標準化移行の変更に伴う影響というペーパーでございます。

自治体システム標準化、これが延期になります。そのために補正予算が必要になったというものでございまして、総括してまず先に説明をさせていただきます。

このシステム標準化でございますが、ご承知のこととは存じますが、行政システム様式を全国で統一するというので、国が主導して行っているものでございます。

ここで、2番目に移行時期の変更と対応ということに記載してございます。

村では標準化システムの移行業務を株式会社BSNアイネットに委託しておりますが、標準化システムを開発している業者が予定より開発に時間がかかっているため、移行時期を先送りする必要が出てまいりました。そのため、先送りとなる期間において既存システムを引き続き使用することといたします。今回の補正予算では、標準化システム利用料などを減額し、既存のシステムの使用料などを増額するというものでございます。

稼働時期の変更であります。健康管理業務、国保業務につきましては、今年の8月を予定しておりましたが、これが11月に延期となります。それ以外の標準化業務につきましては、来年の10月まで延期するというものでございます。

補正予算に計上した関係でございますが、まず（1）といたしまして、標準化システムの移行期間を延長に伴う減額ということで、2つ合わせて1,436万8,000円、これが減額となります。

それから、(2)で、その代わりに既存システムを使わなければいけませんので、その関係で増額となるのが、合わせて491万4,000円という補正をさせていただいております。

(3)で標準化システム開発期間延長に伴う増額ということで269万5,000円、これも計上をさせていただいたところでございます。

それでは、予算書に戻っていただきまして、説明をさせていただきます。11ページからお願いいたします。

11ページ、歳出でございます。

初めに、議会費でございますが、人事異動の職員配置替え、昇給などによる人件費の増減を計上してございます。議会費の給与費もその1つであります。人事異動に伴う補正は、説明を省略させていただきますきたいと思います。

それから、2款総務費1項総務管理費です。12ページですけれども委託料、これは、標準化の関係です。それから、13節の情報システム管理料、これも標準化の関係でございます。それから、その上のテレビ受信料108万1,000円。これが、村長から説明もございましたがNHKの受信料の関係でございます。バス2台、庁用車6台、8台分でございます。スクールバスについては、教育費に計上してございます。未払いとなっていた分、過去の分と令和7年度分、合わせた金額であります。

それから、4目財産管理費、修繕料で123万円。これは2つございまして、1つが、中束集落センターの瓦とか雨どいの修繕であります。これは、指定管理委託をしている関係で村の予算を通すということになります。雪の被害がありまして、保険対応ということになります。それから、もう一つが旧むつみ荘の改修でありまして、大したもん蛇を保管いたしました。その関係、出し入れの関係でシャッターをつけたいということが1つと、外から保管している様子が見えるように少し修繕を加えたいということで、80万円予算を頂きたいというものでございます。

それから、村有財産管理費の測量委託調査です。374万円。これは盛土規制法施行に伴う届出手続のための地形図等の作成委託であります。場所は、久保と桂、そして旧美穂農場であります。

その下の安心安全対策費、補助金で防犯カメラ等購入補助金100万円。これは、防犯カメラあるいはカメラつきインターホン、各家庭におきまして、取り付ける場合に補助しようという新たな試みでございます。国の交付金を活用いたします。補助率は2分の1で上限が1万円ということで今考えてございます。

次のページ、13ページです。

7目地域振興費、まず10事業の地域振興費です。これは、地域活性化起業人の活動経費でございます。旅費で15万円、それから需用費で15万円、13節の車借上料で15万円、施設等借上料、首都圏のブース出展を想定したもので10万円、それぞれ計上してあります。

それから、14事業の商品券発行事業費です。これは、18節に暮らし応援商品券1,850万円計上し

てございます。国の交付金を活用いたしまして、物価高対策、村内の消費喚起策を行うというものであります。1世帯当たり1万円の配付であります。あと、事務費も計上してございます。

続いて、13事業で脱炭素推進事業費であります。14節工事請負費です。公共施設省エネルギー化工事費の増ということで1億6,480万円。これは、国の交付金の配分が増えました。それに伴う事業費の変更であります。公共施設の空調工事、LED工事であります。併せて12節の委託料に施工管理委託料として1,060万円を計上してございます。それから、18節に補助金150万円であります。テレビ難視聴地域対策事業補助金、湯沢地区のものであります。

続いて、15ページ、お願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費13節で、住民基本台帳ネットワーク共同使用料で6万3,000円です。

それから、4項の選挙費です。先ほど条例改正いただきましたけれども、参議院と村長選挙におきましての委員会の報酬の引上げ分であります。12万円と8万円です。

それから、5項の統計調査費、これは10月に行われます国勢調査の交付金の算定基準が変更になって増額となりましたので、増額補正をするものであります。

それから、17ページです。

3款民生費1項社会福祉費です。15事業で、価格高騰緊急支援給付金事業費がございまして、18節に1,000万円を計上してありますが、これは、令和6年度に国の施策でありました4万円の定額減税の関係で補足の対応の経費でございまして、確定申告で課税額が確定いたしますと、その確定に伴って補足給付費が、不足の給付が必要となる方が出てまいります。その対応としての予算計上であります。事務費も計上してあります。

それから、2目の老人福祉総務費です。重層的支援体制整備事業費として会計年度任用職員の報酬で95万2,000円と費用弁償を計上してあります。それから、27節の繰出金は特別会計への繰出金であります。

3目社会福祉施設費です。ゆうあいの関係で、建築物定期調査報告書作成委託料16万5,000円、それから手数料で4,000円です。

これから、次のページにまたがっておりますけれども、自立支援給付システム保守委託料。これは標準化の関係であります。

それから、2項児童福祉費、修繕料で8万円。すくすくの車の冬のタイヤであります。それから、その下の使用料は標準化の関係です。

それから、4款衛生費です。こちらの方も、健康管理システム標準化の関係で16万5,000円です。その下の国庫支出金の精算返還金711万4,000円、これはコロナワクチンの接種の関係であります。

21ページです。

5款農林水産業費4項の治山事業費です。工事費で500万円。林道、新関沢線起点から約500メー

トル付近の林地崩壊復旧工事ということであります。測量調査委託料で200万円計上してあります。

それから、6款商工労働費であります。備品購入で鷹の巣つり橋用の除雪機購入120万円です。

23ページ、7款土木費です。2項道路橋りょう費、修繕料で800万円。大雪の関係もありまして道路がかなり傷んでおります。その手当てであります。それから、工事請負費が1,300万円。村道鷹の巣線の落石防止工事です。

3項の河川費です。修繕料で200万円、金丸の田水口の沢川の流木撤去、土砂撤去などであります。

5項住宅費、村営住宅にカメラつきのドアホンを取り付けます。これが150万円です。

25ページです。

9款教育費、テレビ受信料48万5,000円。これはNHKの受信料でありまして、スクールバス4台分です。未払い分の過去分と7年の分、合わせた金額であります。

それから、2項小学校費、中学校費にある委員報酬、これは先ほど増額、認めていただきました薬剤師の関係で1万5,000円ずつ計上です。小学校の修繕料140万円はエレベーターです。それから、中学校の修繕は165万円。石油暖房機でありまして、落雷による故障ということで、これは保険の適用になります。

4項社会教育費、報酬で、歴史文化財調査委員報酬30万4,000円。村史追補編の作業をしておりますが、策定委員会の開催の回数が増えているということで増額であります。費用弁償が11万4,000円です。

それから、27ページ、保健体育費です。一番下、給食材料費負担金232万4,000円。材料費が高騰しているということで、村で支援するというものであります。国の交付金を活用いたします。

8ページ、お願いいたします。

8ページ、歳入です。

14款国庫支出金、国庫補助金です。デジタル基盤改革支援国庫補助金462万円。自治体システム標準化の関係です。辺地共聴施設の補助金は湯沢地区の関係です。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,208万1,000円。暮らし応援商品券、それから防犯カメラの補助、学校給食の支援ということです。それから、脱炭素先行地域づくり事業国庫補助金1億1,693万円。3分の2の補助であります。それから、委託金が参議院選挙で12万円。

9ページで、県の支出金で、国勢調査の交付金が124万2,000円です。

18款繰入金は、庁舎管理基金の繰入金で7,100万円。

それから、19款繰越金が前年度繰越金4,595万6,000円。

20款諸収入です。村有施設共済金受入れ、保険の受入れです。208万円。中学校の暖房機と中東集落センターの雨どい、瓦です。

21款は村債です。新エネルギー対策事業で、公共施設の省エネ事業の関係です。マイナスの1,340万円。テレビ難視聴地域対策事業が120万円。林地崩壊対策事業700万円。道路橋りょう整備事業が1,300万円。こちらは鷹の巣の落石防止工事であります。

7ページ、お願いいたします。

地方債の補正です。今ほどの村債にありました、追加で林業債、林道新関沢線の先のところですが、700万円です。それから、道路橋りょう債は鷹の巣の落石防止工事で、1,300万円増額するというものであります。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。3番、川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） 3番、川崎です。20ページをお願いします。

20ページ、一番下、3目予防費、感染症予防費の国庫支出金、精算返還金ということで、先ほどワクチンの関係でという話でしたが、すみません、詳細を教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） ワクチンの補助金で国から頂いたものなのですが、過大な部分がありましたので、それを返還するものでございます。（「何のワクチン」の声あり）すみません、失礼しました。コロナワクチンの補助金で過大な分がありましたので、それを国に返すというものでございます。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。

12ページ、村有財産管理費、修繕料でむつみ荘に今度、大したもん蛇を保管するというようなことでしたけれども、今まで使っていた安角小学校体育館はもう使わないということによろしいのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監（野本 誠君） 大蛇置場としてはまずは使わないと、むつみ荘に拠点を移すということでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 続きまして、21ページ、先ほど説明がありました下関地内林地崩壊復旧工事費、これは新関沢というような説明でしたけれども、林地崩壊をしたというようなことでしたけれども、林地ばかりでなくて林道の方まで迫ってきているような傾向があるのですが、その林道側のほうの崩壊を林道を保護するといったこと工事も含めておられますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問でございますが、あくまでも山地の崩壊でございます。ただし、このままいきますと林道の方にも影響があるというようなことは確かでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） そちらの予算も組まれているということによろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 今の段階では林地の崩壊を止めるだけでいいという、その予算しか組まれておりません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 24ページ、村営住宅全て設置するのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 付いている住宅もありますので、その住宅を除いた、付いていない住宅全て設置予定となっております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。8番、菅原さん。

○8番（菅原 修君） 8番、菅原です。

12ページの防犯の安心安全対策費の防犯カメラについて、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思えます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監（野本 誠君） 対象は一般家庭を考えておりまして、防犯カメラであるとか、カメラつきインターホンを取り付ける際の補助金でございます。補助率は2分の1で、幾つ、個数つけてもいいのですが、上限は1万円を考えております。

なお、7月1日の広報で補助金の紹介をしたいという考えでおりまして、今、要綱の策定につきまして詰めているという状況でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 2番、加藤です。

すみません、17ページ、一番下、老人福祉総務費なのですが、重層的支援体制整備事業の報酬ということで、会計年度任用職員分が増で、その下、一般職員の給料が減になっているのですけれども、この辺はどういった内容になるのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） 給料費と手当の部分でございますが、本来、正職員が当たる予定でございましたが、離職の部分もございまして、今、会計年度任用職員にお願いして対応しているところの経費でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。4番、近 敬志さん。

○4番(近 敬志君) 4番、近です。27ページをお願いします。

3目給食費の材料負担金なのですけれども、材料費高騰による支援ということなのですけれども、その支援するタイミングというのはどこで決定するのでしょうか。例えば、栄養士が、献立を作ってもどうやってもできないと報告してそこで決めるとか、そういうタイミングを教えてください。

○議長(小澤 仁君) 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長(熊谷吉則君) 値上げのタイミングということでしょうか。失礼しました。栄養士の方で、前年度末ですか、そのあたりで次の年度の給食費をどのぐらいにするかというのを想定しますので、そのタイミングでどのようになるかというのを保護者の方にお知らせをしなければならいので、前年度の末には、来年度の給食費の見込みを立てるということとでございます。(「答弁中ですからいいですよ、続けて」の声あり)今年度であれば前年度末に決めるということとでございます。

○議長(小澤 仁君) 答弁を終わります。4番、近さん。

○4番(近 敬志君) 来年度を見越して予算を決めるということですか。今年度、いや、次年度を見越して予算を決定するというものでいいですか。

○議長(小澤 仁君) 答弁要らないね。教育課長。

○教育課長(熊谷吉則君) はい、そのとおりでございます。

○議長(小澤 仁君) 2番、加藤さん。

○2番(加藤つや子君) 2番、加藤です。

教えてください。22ページ、施設管理費、備品購入費でございますが、120万円、鷹の巣つり橋用除雪機購入、これって前からありましたっけ。それは新規購入ということですか。

○議長(小澤 仁君) 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長(米野哲弘君) 今ほどのご質疑についてですけれども、今この使っている除雪車というのは平成20年度に購入したものになります。平成29年に村と鷹の巣の2旅館、喜久屋さんと鷹の巣館さんになりますけれども、覚書の方を締結をしております、このつり橋の除雪については、村のほうで除雪機を導入する。それで村の方から旅館さんの方に貸与すると、そういう内容、協定、覚書の方を結んでおります。

以上です。

○議長(小澤 仁君) 答弁を終わります。8番、菅原さん。

○8番(菅原 修君) 23ページが一番下の村道鷹の巣線崩落防止工事というのですか、これは具体的にどういう工事なのですか。

○議長(小澤 仁君) 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長(渡邊隆久君) この春、鋼製ネット、網になっている鉄のネットなのですが、そちらの方に落石といいますか、岩が落ちてきたのでそのまま引きずられて道路まで落ちてきました。そち

らのほうを、岩の撤去及び張り替えを含めてし直すということで予定しております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

質疑よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第49号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間は審議終了まで延長したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、審議終了まで会議時間を延長することに決定しました。

日程第20、議案第50号 令和7年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（小澤 仁君） 日程第20、議案第50号 令和7年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第50号は、令和7年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）です。

詳細は健康福祉課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） それでは、議案第50号、令和7年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

総額に歳入歳出それぞれ370万円を追加し、総額、歳入歳出それぞれ6億6,770万円とするものがございます。

詳細につきましては、207ページをまずご覧ください。

国保システム改修ということでございます。これは子ども・子育て支援システム、新しく児童手当の改修が始まりました。それに伴うシステムの改修は……失礼しました。児童手当のための改修ではございませんが、一連のシステムについての改修でございます。それがあります。それについて国の補助、村の繰り出しが収入の方としてあります。

また、一方で先ほど認めていただきました国保税の増加に伴います税収分の増加、一方で基金繰入金額の減額という形で計上してございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第50号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第50号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

○議長（小澤 仁君） 日程第21、議案第51号 令和7年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第51号は、令和7年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）でございます。

具体的な内容について、健康福祉課の参事に説明をさせます。

○議長（小澤 仁君） 須貝参事。

○健康福祉課参事（須貝博子君） それでは、議案第51号、関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億330万円とするものです。

歳出からご説明します。305ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費の1節報酬250万円、3節職員手当等72万円、8節旅費7万8,000円は、令和6年度末で看護師1名が退職したため、会計年度任用職員の看護職を雇用するための予算を追加することが主な理由となっております。

続きまして、2款1項1目医業費の22節の1労災保険診療報酬返還金2,000円は、令和6年度の労災保険診療報酬で、2,000円の過払いがあったために返還するものです。

次に、歳入でございます。304ページをご覧ください。

4款1項1目基金繰入金は、今回の補正の財源としまして基金繰入金を330万円追加するものです。

以上でございます。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第51号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第51号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第52号 令和7年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（小澤 仁君） 日程第22、議案第52号 令和7年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第52号は、令和7年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

具体的な内容につきまして、健康福祉課長に説明をさせます。

○議長（小澤 仁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） それでは、議案第52号 令和7年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ120万円を追加し、総額、歳入歳出それぞれ9億2,210万円とするものでございます。

中身といたしましては、先ほど一般予算の説明がございましたとおり、標準システムの延長に伴うそれぞれの使用料等の延長による支出、それを村の繰入金で賄うという形でございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第52号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第52号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第53号 令和7年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（小澤 仁君） 日程第23、議案第53号 令和7年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第53号は、令和7年度関川村高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

具体的な内容につきまして、健康福祉課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） それでは、議案第53号 令和7年度関川村高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ210万円を追加しまして、総額、それぞれ8,630万円とするものでございます。

中身といたしましては、505ページ、ご覧ください。

まず、1つ目としまして、一般会計でもございました標準化に伴う延長部分の経費でございます。あと、子ども・子育て支援システムの改修がございます。

続きまして、2款の方でございます。人間ドックの委託料20万円ほど増加します。これは当初、人間ドックを申し込む方の数より多く申し込まれたというところでございまして、20万円ほど増額してございます。これに伴いまして、国の補助、村の繰入金で対応するというところでございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第53号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会

付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第53号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第54号 令和7年度関川村下水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(小澤 仁君) 日程第24、議案第54号 令和7年度関川村下水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第54号は、令和7年度関川村下水道事業会計補正予算(第1号)です。

具体的な内容について、建設課長に説明させます。

○議長(小澤 仁君) 建設課長。

○建設課長(渡邊隆久君) それでは、801ページをお開きください。

議案第54号 令和7年度関川村下水道事業会計補正予算(第1号)でございます。

資本的収入及び支出、第2条は、第4条予算に定めた資本的収入及び支出は収入の第1項企業債として800万円、第2項国庫補助金として1,600万円、支出の第1項建設改良費として2,400万円を計上させていただきました。

803ページをお開きください。

初めに、収入でございます。

1款1項1目企業債でございますが、工事費の企業債分として800万円、1款2項1目国庫補助金1,600万円を計上させていただきました。

次に、支出でございます。

1款1項2目処理場建設改良費でございますが、収入で説明させていただきました2,400万円は、大島地内の関川浄化センターの照明のLED化工事として計上させていただきました。これは脱炭

素事業として公共施設の省エネ化を図る取組となります。

802ページをご覧ください。

企業債補正は、今ほど説明しました800万円を追加し、7,300万円とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第54号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第54号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第55号 令和7年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（小澤 仁君） 日程第25、議案第55号 令和7年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第55号は、令和7年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）です。

具体的な内容は建設課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） それでは、901ページをお開きください。

議案第55号 令和7年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

収益的収入及び支出、第2条は、第3条予算に定めた収益的収入及び支出は支出の第1項営業費

用に262万円を追加するものです。これは人事異動により職員の給料、手当等が不足するため補正するものです。

902ページをお開きください。

資本的収入及び支出、第3条は、予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,180万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額906万2,000円、当年度損益勘定留保資金5,896万円及び減債積立金2,377万8,000円で補填するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額は次のとおり補正するものです。第4条予算に収入の第1項企業債として440万円、支出の第1項建設改良費として440万円を計上させていただきました。

905ページをお開きください。

初めに、収入でございます。

1款1項1目企業債でございますが、県道黒俣越後下関停車場線の水道管布設替え工事の設計委託の企業債分として440万円を計上させていただきました。

次に、支出でございます。

1款1項1目水道建設費でございますが、収入で説明させていただきました県道黒俣越後下関停車場線の水道管布設替え工事の設計委託料として440万円を計上させていただきました。場所についてですが、大石川右岸の安角頭首工付近から、県道から分かれる村道大石ダム線の起点付近まで約300mほどを設計するものでございます。

903ページをお開きください。

企業債補正は、今ほど説明しました440万円を追加し、9,740万円とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第55号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第55号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第56号 財産の取得について

○議長(小澤 仁君) 日程第26、議案第56号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第56号は財産の取得についてです。

関川小学校のタブレット端末などの取得につきまして既に仮契約を締結しておりますので、議会の議決をいただいて本契約とするものです。

詳細について、政策監に説明させます。

○議長(小澤 仁君) 政策監。

○政策監(野本 誠君) それでは、説明させていただきます。

関川小学校の1人1台端末購入であります。タブレット端末本体179台、ほか附帯品一式です。

契約方法は随意契約です。理由といたしましては、新潟県が設置する学校ICT環境整備推進協議会に加盟をしております。ここで共同調達したため、随意契約となります。

契約金額は1,090万8,850円。

契約の相手方、富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社新潟支社さんでございます。

説明は以上です。

○議長(小澤 仁君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、鈴木さん。

○10番(鈴木紀夫君) 小学校の1人1台端末ということで、以前これを質問させていただいたときに、丈夫なタイプのアップル社の商品を入れるというふうな説明でしたけれども、それを入れたということですか。

○議長(小澤 仁君) 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長(熊谷吉則君) そうですね、堅牢な、丈夫なアップル社のものを採用されております。

○議長(小澤 仁君) 答弁を終わります。

ほか質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第56号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第56号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第57号 財産の取得について

○議長（小澤 仁君） 日程第27、議案第57号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第57号は財産の取得についてです。

関川中学校のタブレット端末などの取得につきまして既に仮契約を締結しておりますので、議会の議決をいただいて本契約とするものです。

詳細について、政策監に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 政策監。

○政策監（野本 誠君） 説明させていただきます。

関川中学校の1人1台端末購入であります。タブレット端末本体116台、ほか附帯品一式です。

契約方法は随意契約です。理由といたしましては、先ほどの小学校の端末と同じでございます。

契約金額、706万9,422円。

契約の相手方、富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社新潟支社さんでございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第57号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第57号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第28、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長(小澤 仁君) 日程第28、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 諮問第1号は、人権擁護委員の推薦についてです。

現在、村には法務大臣から人権擁護委員に委嘱されている方が3名おられ、任期は3年です。

このうちお1人の鈴木精一郎さんの任期が今年9月で任期満了となりますが、引き続きお願いしたいと考えています。このたび鈴木さんご本人から同意をいただきましたので、法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

なお、任期は令和7年10月1日からの3年間です。

鈴木さんの略歴を資料として添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長(小澤 仁君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより諮問第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小澤 仁君) 起立多数です。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては適任とすることに決定しました。

日程第29、発委案第4号 関川村議会の会期等に関する条例の一部を改正する条例

○議長(小澤 仁君) 日程第29、発委案第4号 関川村議会の会期等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。提出者、議会運営委員長、近 壽太郎さん。

○議会運営委員長(近 壽太郎君)

発委案第4号

関川村議会の会期等に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法第109条第6項及び関川村議会会議規則第4条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和7年6月12日

提出者 関川村議会運営委員会
委員長 近 壽太郎

関川村議会議長 小澤 仁 様

趣旨を説明申し上げます。

別表の第2条関係において、最終日が木曜日となっております。3月、9月定例会議は、予算決算審査に伴い、最終日が第3週もしくは第4週になることがあり、休日が月曜・火曜日となった場合、事務整理期間が3日しか取れないため、最終日を金曜日に遅らせるものです。これに合わせて、6月、12月定例会議の最終日も金曜日に改正するものです。

以上です。

○議長(小澤 仁君) これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより発委案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小澤 仁君) 起立多数です。

したがって、発委案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長(小澤 仁君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。大変お疲れさまでした。

午後4時23分 散 会